

令和 4 年度

清掃・衛生事業概要



徳 島 市 民 憲 章

わが徳島市は、美しい眉山の緑と清らかな吉野川の流れに恵まれ、輝かしい伝統と限りない発展性をもった都市です。

わたしたちは、徳島市民であることに誇りと責任をもち、郷土の繁栄とおたがいの幸福をきずくために、みんなで力を合わせ、みんなで行うべき生活のよりどころとして、この憲章を定めます。

- 1 わたしたちは、まごころをもって助け合い、すべての人に親切にしましょう。
- 1 わたしたちは、健康で仕事に励み、明るく楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 わたしたちは、共同生活のきまりを守り、平和で安全な社会をきずきましょう。
- 1 わたしたちは、自然や公共物をたいせつにし、美しい町づくりに努めましょう。
- 1 わたしたちは、豊かな教養を身につけ、すぐれた文化を創造しましょう。

も く じ

1 徳島市の概況	1
(1) 市勢	2
(2) 予算	3
(3) 組織・事務分掌	4
(4) 職員・労務管理	11
2 清掃事業の概要	17
(1) 予算・決算	18
(2) 施設・保有車両	24
3 ごみ処理事業	31
(1) 概説	32
(2) ごみの収集・運搬	33
(3) ごみの処理・処分	40
(4) ごみの減量化と再資源化への取り組み	51
(5) 不法投棄及び廃棄物の野外焼却の禁止	55
4 し尿処理事業	57
(1) 概説	58
(2) し尿の収集・運搬	59
(3) し尿の処理・処分	60
5 環境衛生事業	65
(1) 予算・決算	66
(2) 衛生害虫駆除	67
(3) 狂犬病予防対策（野犬対策）	68
(4) 空き地に放置された雑草の除去	70
(5) 環境衛生組合	70
(6) 公衆浴場	73
(7) 墓地	74
(8) 車両保有状況	74
6 清掃事業年表	75

1 徳島市の概況

(1) 市 勢

◇ 沿 革

徳島市は、徳島県の東部に位置し、吉野川とその支流がつくり育てた三角州に発達した人口約25万人の県都です。

地方の中核的都市として、産業をはじめ、政治、経済、文化、教育、情報といったさまざまな面において高い集積があります。

気候は温暖で物産は豊かです。四国一の大河・吉野川をはじめ市内を縦横に流れる大小の川と優美な眉山の緑は、住む人に安らぎを与え、訪れる人をいやします。また、阿波おどり、人形浄瑠璃、藍染・阿波しじら、木工製品、すだちなど、徳島の風土と歴史が育んだ個性的な文化を有しています。

まちは天正年間に蜂須賀家政が阿波に入国し、城郭を築いたのが始まりで、蜂須賀14代の治世のもと、阿波の政治・経済の中心として栄えました。明治22年に市制を施行。大正末期には周辺町村を編入し市域を拡大しました。

現在では、神戸鳴門ルートと四国縦貫・横断通の結節点として、近代産業の育成や、高速情報化時代に対応した都市づくりに取り組んでいます。

◇ 徳島市の位置と広ぼう

面 積	1 9 1 . 5 2 km ²
東 西	1 6 . 4 0 km
南 北	1 9 . 4 5 km
東 経	1 3 4 度 3 3 分
北 緯	3 4 度 4 分

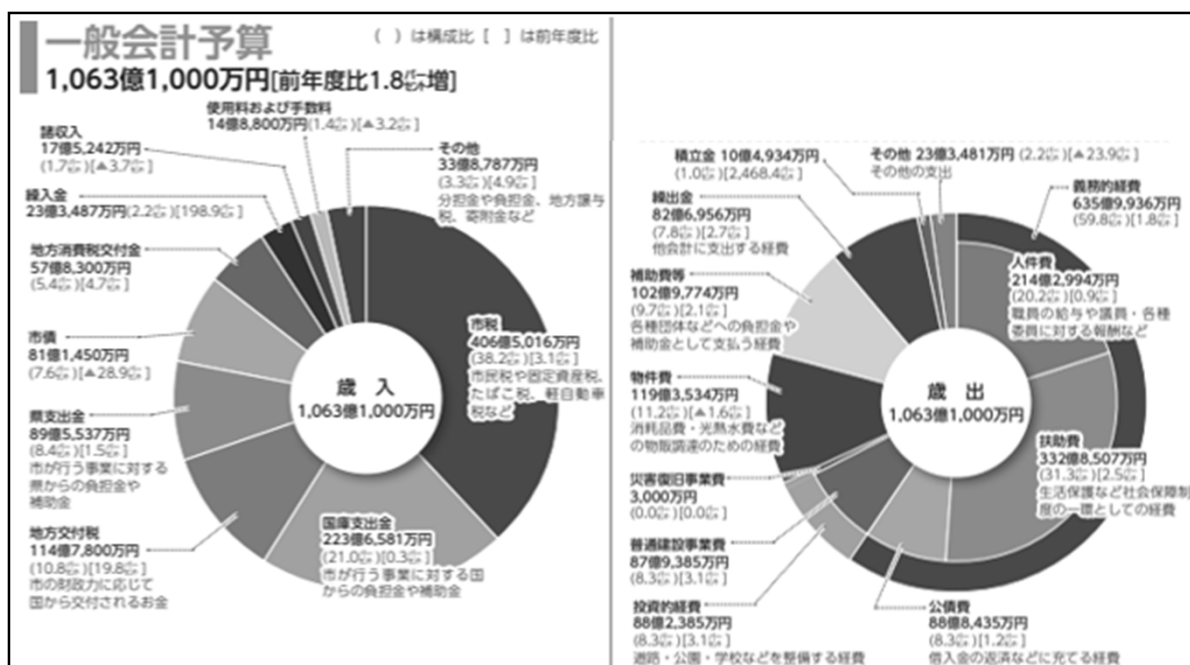
◇ 人口および世帯数

人 口			世 帯 数
総 数	男	女	
249,962	118,794	131,168	121,587

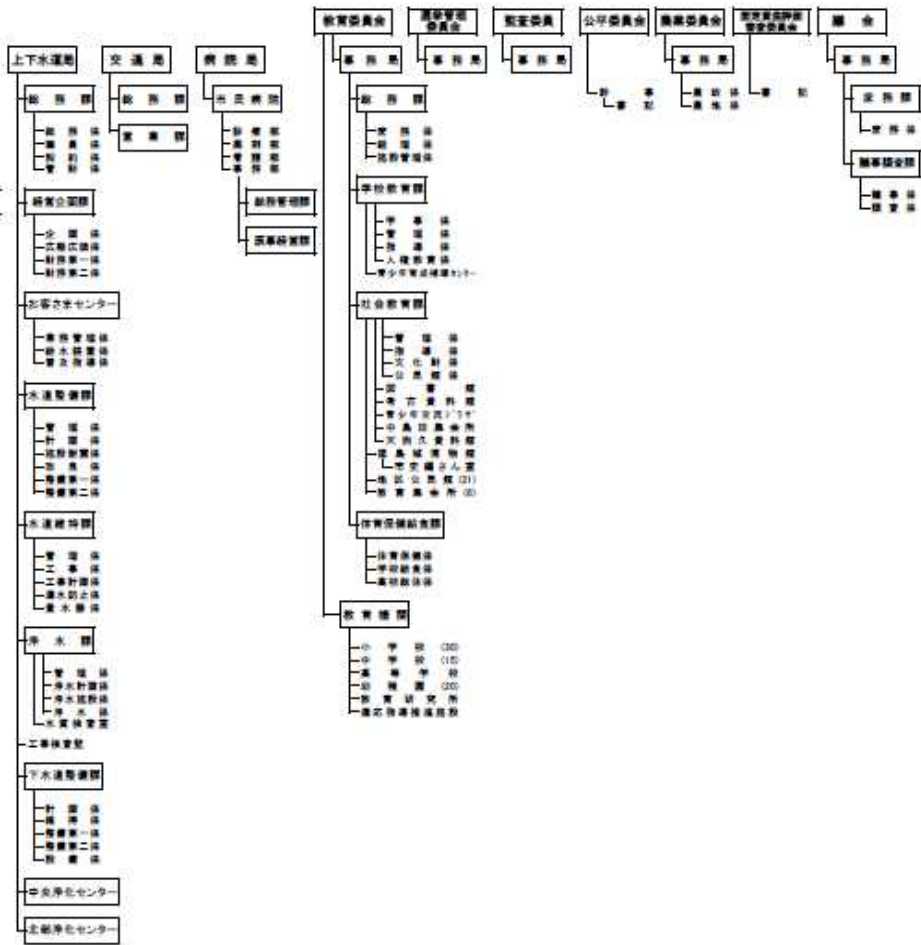
(注) 令和4年4月1日現在の住民基本台帳による

(2) 予 算

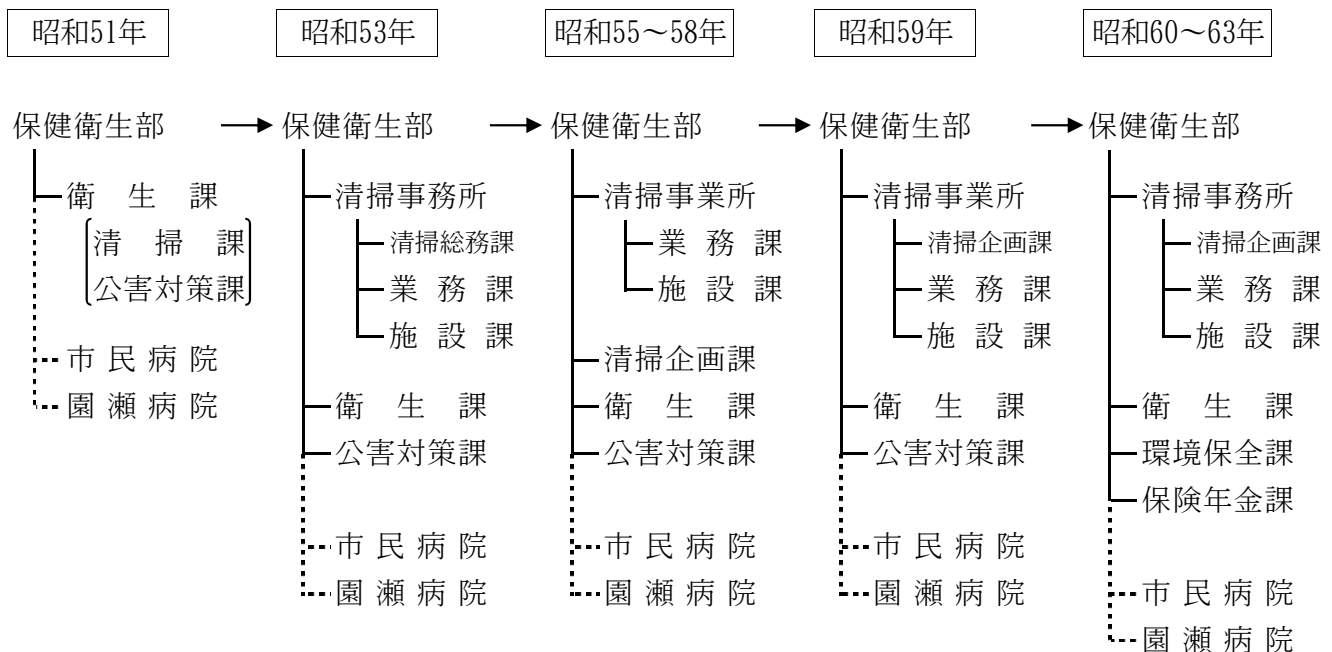
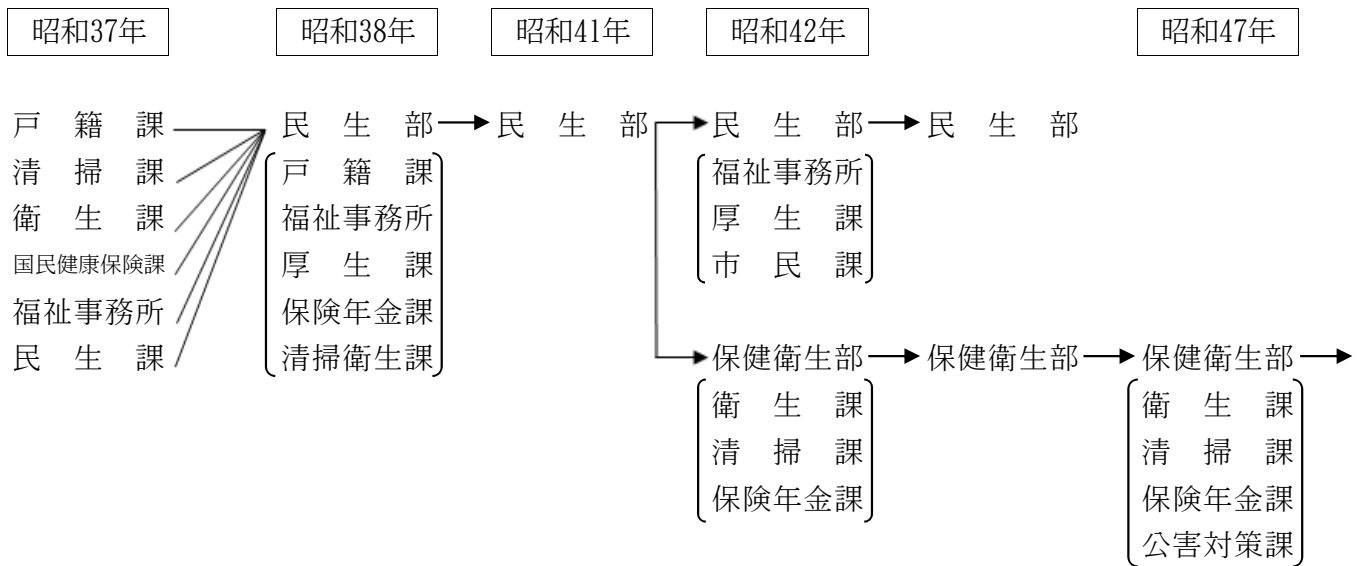
◇ 令和4年度一般会計当初予算



出典：広報とくしま2022年4月1日号



◇ 行政組織の変遷



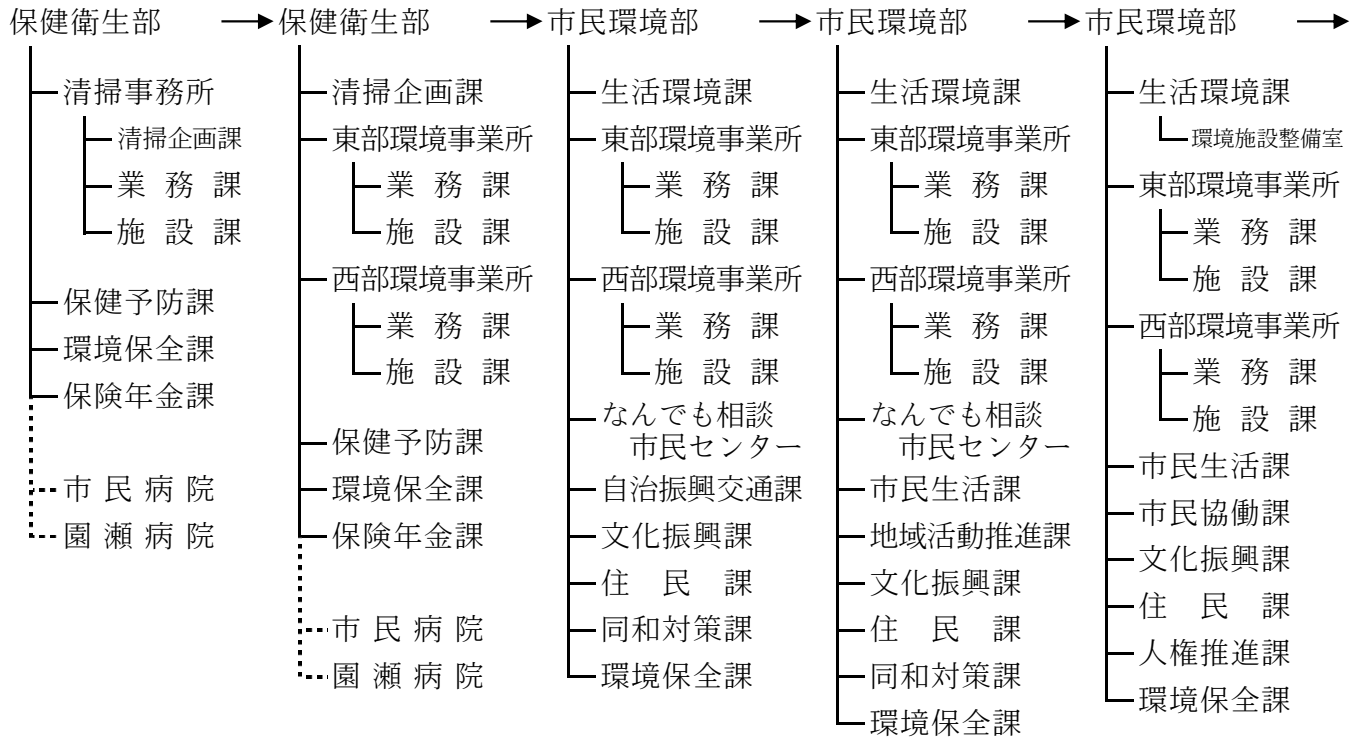
平成元年～2年

平成3～4年

平成5～9年

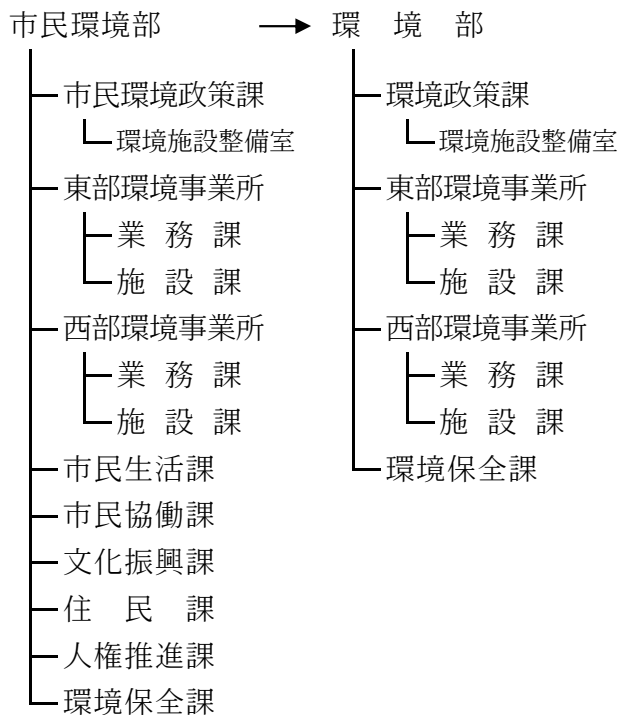
平成10～13年

平成14～22年



平成23年～令和2年

令和3年～



◇ 事務分掌

○環境政策課

- 1 美しいまちづくりの推進及び調整に関すること。
- 2 廃棄物処理事業の調査、計画及び清掃統計に関すること。
- 3 一般廃棄物処理業の許可並びに一般廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の設置許可並びに設置許可施設及び設置者に係る変更等の許可に関すること。
- 5 廃棄物再生事業者の登録に関すること。
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行（東部環境事業所及び西部環境事業所の各課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 7 一般廃棄物の不法投棄の防止（東部環境事業所業務課の所管に属するものを除く。）及び指導に関すること。
- 8 浄化槽清掃業の許可並びに浄化槽清掃業者の指導及び監督に関すること。
- 9 公衆便所（他の課の管理に属するものを除く。）に関すること。
- 10 課の庶務に関すること。
- 11 課の経理に関すること。
- 12 東部環境事業所及び西部環境事業所の各課の経理（東部環境事業所施設課のし尿処理費の経理を除く。）に関すること。
- 13 その他生活環境に関すること。
- 14 徳島市総合計画、徳島市行財政改革推進プラン等に係る所属部局内の調整及び進行管理に関すること。
- 15 重要施策の企画立案に係る所属部局内の調整に関すること。
- 16 一般財団法人徳島県環境整備公社に関すること。
- 17 ふれあい収集に係る計画及び実施に関すること（東部環境事業所・西部環境事業所の所管に属するものを除く。）
- 18 所属部局内の他の課の所管に属しない事項に関すること。

ごみ減量対策係

- 1 清掃思想の普及向上に関すること。
- 2 一般廃棄物の減量及び再資源化の促進に関すること。

衛生係

- 1 衛生思想の普及及び啓発に関すること。
- 2 衛生害虫等の駆除に関すること。
- 3 空地に放置された雑草の除去等に関すること。
- 4 犬の登録申請及び狂犬病予防に関すること。
- 5 市有墓地の管理及び改葬許可に関すること。
- 6 墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可に関すること。
- 7 墓地管理基金に関すること。
- 8 環境衛生組合に関すること。
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく消毒に関すること。

環境施設整備室

- 1 一般廃棄物最終処分地に関する調査及び計画に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の建設計画及び整備に関すること。

東部環境事業所

○業務課

- 1 一般廃棄物の収集に係る計画及び実施に関すること。
- 2 一般廃棄物収集の企画及び調査に関すること。
- 3 清掃行政の市民協力の促進に関すること。
- 4 一般廃棄物の収集に係る実情把握及び苦情処理に関すること。
- 5 一般廃棄物の不法投棄の防止（環境政策課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- 6 粗大ごみの収集申込受付に関すること。
- 7 外部委託対象地域の一般廃棄物の収集に係る履行確認に関すること。
- 8 外部委託対象地域からの苦情処理に関すること。
- 9 外部委託対象地域における集積所の新規設置、変更及び廃止に係る相談に関すること。
- 10 外部委託対象地域に係る一般廃棄物の収集に係る調査、企画及び計画に関すること（環境政策課の所管に属するものを除く。）。
- 11 ふれあい収集に係る計画及び実施に関すること。（環境政策課の所管に属するものを除く。）。
- 12 東部環境事業所に係る安全衛生に関すること。
- 13 業務課職員の災害保障の手続きに関すること。
- 14 業務課職員の福利厚生に関すること。
- 15 業務課で発生した交通事故の処理に関すること。
- 16 業務課に係る施設の維持管理に関すること。
- 17 清掃関係自動車の点検、維持管理及び安全運転管理に関すること。
- 18 犬猫等の死体収集に関すること。
- 19 課の庶務に関すること。
- 20 一般廃棄物の多量排出の認定に関すること。
- 21 東部環境事業所業務課及び西部環境事業所業務課の共通事務の総括取りまとめに関すること。

○施設課

- 1 一般廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の技術管理に関すること。
- 3 一般廃棄物処理施設の公害防止に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の運転記録及び諸統計に関すること。
- 5 一般廃棄物処理に係る手数料の収納に関すること。
- 6 一般廃棄物処理業者の一般廃棄物処理に係る指導に関すること。
- 7 浄化槽清掃業者のし尿処理に係る指導に関すること。
- 8 東部環境事業所施設課及び西部環境事業所施設課の共通事務の総括取りまとめに関すること。

西部環境事業所

○業務課

- 1 一般廃棄物の収集に係る計画及び実施に関すること。
- 2 一般廃棄物収集の企画及び調査に関すること。
- 3 清掃行政の市民協力の促進に関すること。
- 4 一般廃棄物の収集に係る実情把握及び苦情処理に関すること。
- 5 外部委託対象地域の一般廃棄物の収集に係る履行確認に関すること。
- 6 外部委託対象地域からの苦情処理に関すること。
- 7 外部委託対象地域における集積所の新規設置、変更及び廃止に係る相談に関する
こと。
- 8 外部委託対象地域に係る一般廃棄物の収集に係る調査、企画及び計画に関するこ
と（環境政策課の所管に属するものを除く。）。
- 9 ふれあい収集に係る計画及び実施に関すること。（環境政策課の所管に属するも
のを除く。）。
- 10 清掃関係自動車の点検、維持管理及び安全運転管理に関すること。
- 11 西部環境事業所に係る安全衛生に関すること。
- 12 業務課に係る施設の維持管理に関すること。
- 13 業務課で発生した交通事故及び災害保障の手続きに関すること。
- 14 業務課職員の福利厚生に関すること。
- 15 課の庶務に関すること。
- 16 一般廃棄物の多量排出の認定に関すること。

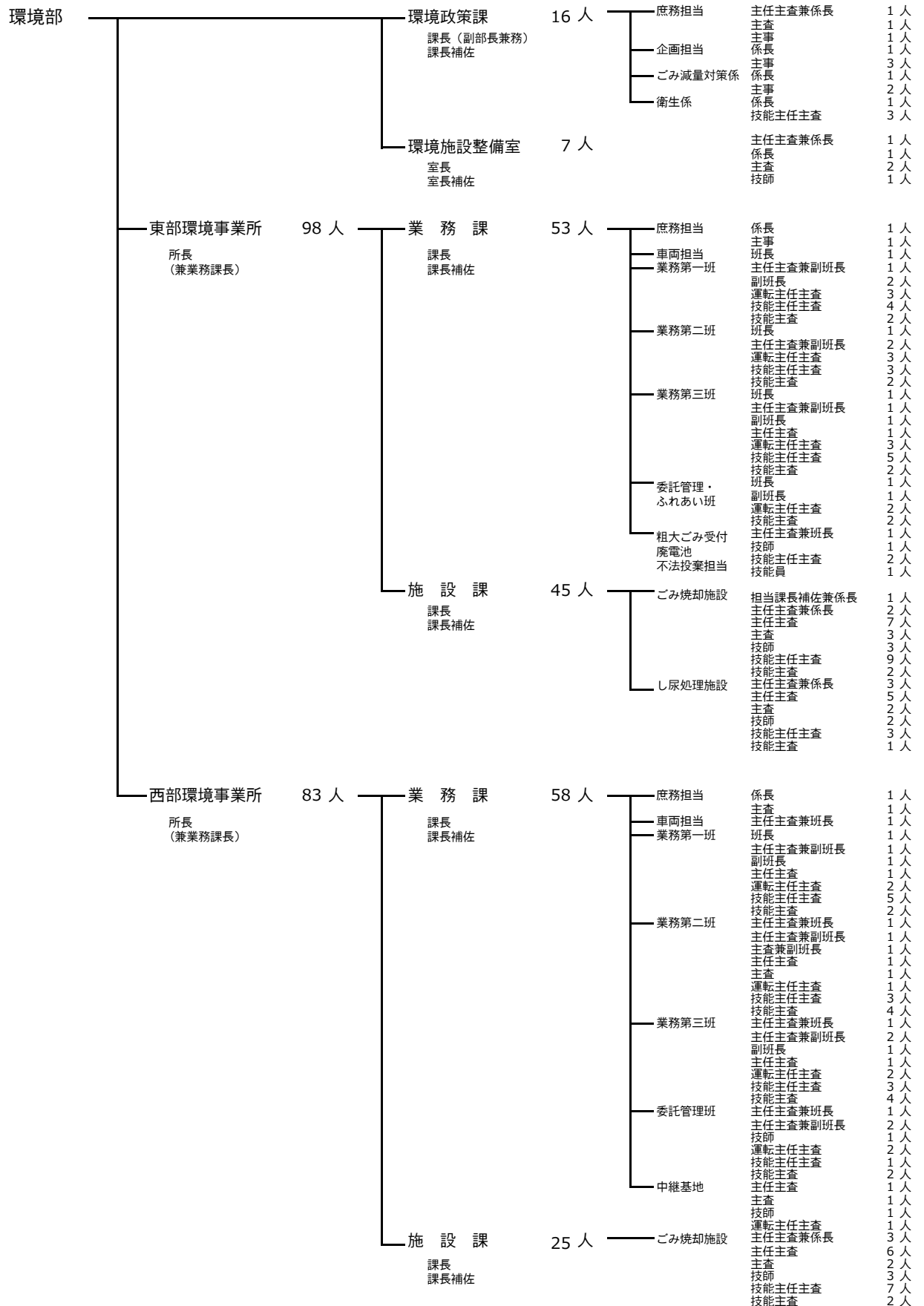
○施設課

- 1 一般廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設の技術管理に関すること。
- 3 一般廃棄物処理施設の公害防止に関すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の運転記録及び諸統計に関すること。
- 5 一般廃棄物処理に係る手数料の収納に関すること。
- 6 一般廃棄物処理業者の一般廃棄物処理に係る指導に関すること。

◇ 職員配置

(4) 職員・労務管理

(令和4年4月1日 現在)



◇ 勤務時間

職員の区分		勤務時間			休日及び休暇
環境政策課		8:30~17:00 (月~金)			職員の休日及び休暇に関する条例（昭和30年条例第5号）に定めるところによる。
東西環境事業所 業務課・施設課	事務関係職員	8:30~17:00 (月~金)			
	廃棄物の処理運搬等の業務に従事する職員	8:30~17:00 (月~金)			
	廃棄物の焼却及び処分等の業務に従事する職員	日勤	8:30~17:00 (月~金)		
		交替制勤務の者	1直	8:00~20:10 (日~土)	
2直			翌日の 20:00~8:10 (日~土)		
3直	8:30~12:45 (日~土)				

◇ 特殊勤務手当

手当の名称	手当が支給される場合	支給額	
環境保全業務手当	廃棄物の収集・処分の業務	日額	960円
		夏季（6月1日~9月30日） 加算日額	320円
	犬・猫の死体処理業務	収集・搬出 1体につき	250円
	昆虫駆除業務	日額	440円
夜間等業務手当	正規の勤務時間が深夜に及ぶ場合	4時間以上 1勤務につき	2,300円
		4時間未満 1勤務につき	1,900円

◇ 被服貸与状況

所属別	貸与を受ける職員	貸与される被服等	数量	貸与年数
環境政策課	不法投棄パトロールに従事する職員 (管理職員及び収集業務に従事する職員を除く。)	作業服上・下	1	1
		雨 衣	1	4
		ゴム長靴	1	3
		作業用靴	1	1
		安全靴	1	5
		防寒着	1	5
	不法投棄パトロールに従事する職員で 収集業務に従事するもの (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作業用帽子	1	1
		雨 衣	1	2
		ゴム長靴	1	2
		作業用靴	1	1
		安全靴	1	2
	狂犬病予防注射・空き地の雑草調査・ 犬のふん害対策又は墓地、埋葬等に 関する法律(昭和23年法律第48号) に基づく許可等の業務に従事する職員	作業服上・下	1	3
		ゴム長靴	1	4
		作業用靴	1	3
		雨 衣	1	4
		防寒着	1	5
	城東分室に勤務する職員で技術的又は 技能的業務に従事する職員	夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		作業用帽子	1	1
		雨 衣	1	3
		ゴム長靴	1	2
		作業用靴	1	1
環境施設整備室	技術指導に関する業務に従事する技術 職員	夏作業服上・下	1	3
		冬作業服上・下	1	3
	技術指導に関する業務に従事する事務職員 技術指導に関する業務に従事する職員	作業服上・下	1	3
		雨 衣	1	4
		ゴム長靴	1	4
		作業用靴	1	3
		安全靴	1	5
防寒着	1	5		
東部環境事業所課 業務	じん芥の収集に従事する職員で収集業務 に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	2	1
		作業用帽子	2	1
		雨 衣	1	1
		ゴム長靴	1	1

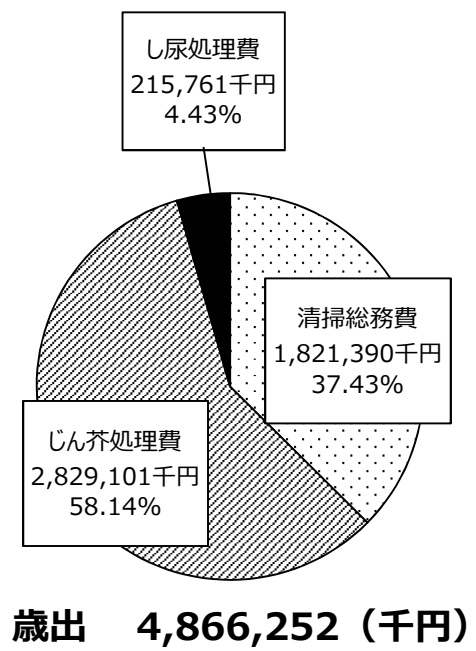
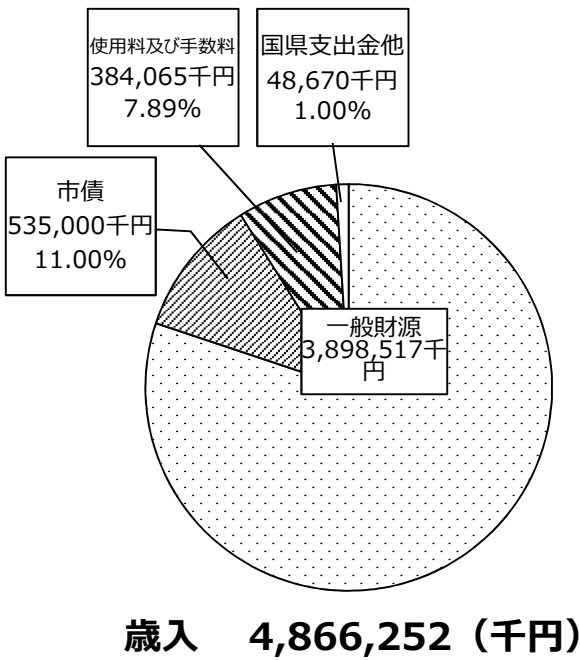
所属別	貸与を受ける職員	貸与される被服等	数量	貸与年数
東 部 環 境 事 業 所 課 業 務		作 業 用 靴	3	1
		防 寒 着	1	1
	じん芥の収集に従事する職員でじん芥車の 運転業務に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作 業 用 帽 子	1	1
		雨 衣	1	2
		ゴ ム 長 靴	1	2
		作 業 用 靴	2	1
		防 寒 着	1	1
	じん芥の収集に従事する事務職員 (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		雨 衣	1	3
		ゴ ム 長 靴	1	3
		作 業 用 靴	1	1
		防 寒 着	1	3
	不法投棄パトロールに従事する職員で 収集業務に従事するもの	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作 業 用 帽 子	1	1
雨 衣		1	2	
ゴ ム 長 靴		1	2	
作 業 用 靴		1	1	
安 全 靴		1	2	
防 寒 着		1	1	
東 部 環 境 事 業 所 課 施 設	じん芥又はし尿の処分の業務に従事する 職員 (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	3	2
		冬作業服上・下	3	2
		ゴ ム 長 靴	1	3
		作 業 用 靴	2	1
		防 寒 着	1	3
	じん芥又はし尿の処分の業務に従事する職員 (管理職員、事務職員及び交替制勤務者を除く。)	作 業 用 帽 子	1	2
		雨 衣	1	1
	じん芥又はし尿の処分の業務に従事する 事務職員 (管理職員を除く。)	夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		ゴ ム 長 靴	1	3
作 業 用 靴		1	1	
焼却炉の点検又は清掃の業務に従事する職員	煙 管 服	1	3	
水質検査の業務に従事する職員	白 衣	1	2	
西 部 環 境 事 業 所 課 業 務	じん芥の収集に従事する職員で収集業務 に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	2	1
		作 業 用 帽 子	2	1

所属別	貸与を受ける職員	貸与される被服等	数量	貸与年数
西部環境事業所課	じん芥の収集に従事する職員で収集業務に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	雨 衣	1	1
		ゴ ム 長 靴	1	1
		作 業 用 靴	3	1
		防 寒 着	1	1
	じん芥の収集に従事する職員でじん芥車の運転業務に従事するもの (管理職員及び事務職員を除く。)	夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	3	2
		作 業 用 帽 子	1	1
		雨 衣	1	2
		ゴ ム 長 靴	1	2
		作 業 用 靴	2	1
	じん芥の収集に従事する事務職員 (管理職員を除く。)	防 寒 着	1	1
		夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		雨 衣	1	3
		ゴ ム 長 靴	1	3
		作 業 用 靴	1	1
	廃棄物運搬中継施設の業務に従事する職員	防 寒 着	1	3
		夏作業服上・下	2	1
		冬作業服上・下	2	1
作 業 用 帽 子		2	1	
雨 衣		1	1	
ゴ ム 長 靴		1	1	
防 寒 ゴ ム 長 靴		1	3	
作 業 用 靴		3	1	
西部環境事業所課	じん芥の処分の業務に従事する職員 (管理職員及び事務職員を除く。)	防 寒 着 上 ・ 下	1	3
		夏作業服上・下	3	2
		冬作業服上・下	3	2
		ゴ ム 長 靴	1	3
		作 業 用 靴	2	1
	じん芥の処分の業務に従事する職員 (管理職員、事務職員及び交替制勤務者を除く。)	防 寒 着	1	3
		作 業 用 帽 子	1	2
	じん芥の処分の業務に従事する事務職員 (管理職員を除く。)	雨 衣	1	1
		夏作業服上・下	1	1
		冬作業服上・下	1	1
		ゴ ム 長 靴	1	3
	焼却炉の点検又は清掃の業務に従事する職員	作 業 用 靴	1	1
		煙 管 服	1	3

2 清掃事業の概要

(1) 予 算 ・ 決 算

◇ 令和4年度清掃関係事業当初予算（衛生関係を除く）



<歳 入>

(単位：千円)

費 目		金 額	説 明
款	節		
使用料及び手数料	清 掃 手 数 料	384,065	一般廃棄物処理手数料 一般廃棄物処理業等許可手数料
県 支 出 金	清 掃 費 県 補 助 金	2,665	小動物処理対策費県補助金
財 産 収 入	財 産 貸 付 収 入	56	
諸 収 入	雑 入	45,949	
市 債	衛 生 費	535,000	清掃運搬施設整備事業債 廃棄物処理施設整備事業債 し尿処理施設整備事業債
計		967,735	

<歳 出>

(単位：千円)

費 目		金 額	説 明
款・項	目		
衛生費・ 清掃費	清掃総務費	1,821,390	職 員 給 与 費 児 童 手 当 全 国 都 市 清 掃 会 議 会 費 と く し ま 環 境 県 民 会 議 負 担 金 汚 染 負 荷 量 賦 課 金 各 種 研 修 研 究 費 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 策 定 事 業 費 そ の 他 の 経 費
	じん芥処理費	2,829,101	じ ん 芥 収 集 車 両 関 係 費 じ ん 芥 収 集 事 業 費 業 務 管 理 費 焼 却 炉 関 係 費 廃 棄 物 運 搬 中 継 施 設 管 理 費 環 境 測 定 局 施 設 管 理 費 ご み 質 等 分 析 委 託 料 廃 乾 電 池 処 理 費 ご み 減 量 ・ 再 資 源 化 推 進 事 業 費 生 ご み 減 量 化 推 進 事 業 費 資 源 分 別 収 集 事 業 費 エ コ ス テ ー シ ョ ン 運 営 費 特 定 家 庭 用 機 器 再 商 品 化 法 対 策 事 業 費 犬 猫 等 死 体 収 集 処 理 事 業 費 一 般 廃 棄 物 減 量 ・ 再 資 源 化 事 業 費 不 燃 物 等 処 理 費 施 設 管 理 費 施 設 維 持 補 修 費 車 両 整 備 費 施 設 整 備 費 環 境 美 化 対 策 費 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設 設 置 等 許 可 事 業 費 家 庭 ご み 収 集 運 搬 業 務 委 託 事 業 費 粗 大 ご み 等 収 集 運 搬 事 業 費 家 庭 ご み 3 R 推 進 事 業 費 一 般 廃 棄 物 中 間 処 理 施 設 整 備 推 進 事 業 費
	し尿処理費	215,761	し 尿 収 集 車 両 関 係 費 し 尿 処 理 場 費 水 質 等 検 査 費 施 設 整 備 費
計		4,866,252	

◇ 令和3年度清掃関係事業決算状況

<歳入>

(単位：千円)

区分	合計	特 定 財 源						その他
		分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	国 庫 支出金	県支出金	地方債	諸収入	
ごみ	696,035	0	365,200	0	3,297	274,400	53,081	57
し尿	28,200	—	—	—	—	28,200	—	—
共通	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	724,235	0	365,200	0	3,297	302,600	53,081	57

※ 財源には、明許繰越を含む。

<歳出>

(単位：千円)

区分	合計	処 理 費				その他の経費
		人 件 費	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	
ごみ	4,140,562	1,630,186	558,081	1,042,713	552,200	357,382
し尿	442,011	160,346	212	—	281,453	—
合計	4,582,573	1,790,532	558,293	—	1,876,366	357,382

※ 経費には、明許繰越を含む。

◇ 清掃関係事業決算額の推移

(単位：千円)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
清掃総務費	2,039,411	1,943,676	2,065,028	2,122,424	2,080,093	2,026,489	1,964,779	1,889,182	1,822,537	1,801,514
じん芥処理費	2,134,523	2,281,300	2,295,790	2,248,504	2,232,985	2,313,105	2,202,499	2,523,294	2,548,738	2,500,612
し尿処理費	290,414	230,541	220,318	210,804	206,795	185,297	230,501	193,414	250,227	281,665
徳島東部地域 環境施設整備 基本計画策定事業費 本年度支出額	5,866	3,297	4,597							
小計	4,470,214	4,458,814	4,585,733	4,581,732	4,519,873	4,524,891	4,397,779	4,605,890	4,621,502	4,583,791
廃棄物運搬中継施設 建設事業費										
東部焼却施設 ダイオキシン 対策整備事業費										
西部焼却施設 ダイオキシン 対策整備事業費										
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4,470,214	4,458,814	4,585,733	4,581,732	4,519,873	4,524,891	4,397,779	4,605,890	4,621,502	4,583,791
一般会計決算額	90,351,148	91,316,052	94,443,698	96,685,360	94,511,535	96,058,879	95,456,772	97,847,525	128,434,048	111,500,898
一般会計決算に占める 清掃費の割合	4.9%	4.9%	4.9%	4.7%	4.8%	4.7%	4.6%	4.7%	3.6%	4.1%

※ 決算額には、繰越経費を含む。

◇ 収集処理経費の推移

区 分		年 度	平成 2 4	2 5	2 6	2 7
し み	収 集	収 集 経 費 (千円)	1,528,817	1,491,336	1,568,815	1,533,503
		収 集 量 (t) (持込を除く)	64,760	64,146	63,483	63,093
		収 集 単 価 (円/t)	23,607	23,249	24,712	24,305
	焼 却	焼 却 経 費 (千円)	895,704	883,664	924,845	944,182
		焼 却 量 (t)	81,707	82,052	81,677	81,136
		焼 却 単 価 (円/t)	10,962	10,770	11,323	11,637
	中 間 処 理	処 理 経 費 (千円)	524,152	523,506	536,978	536,622
		処 理 量 (t)	17,305	17,497	16,892	16,716
		処 理 単 価 (円/t)	30,289	29,920	31,789	32,102
	埋 立	埋 立 経 費 (千円)	566,547	560,327	579,990	588,043
		埋 立 量 (t)	18,273	18,127	17,806	17,807
		(内焼却灰) (t)	(11,396)	(11,505)	(11,507)	(11,502)
		埋 立 単 価 (円/t)	31,005	30,911	32,573	33,023
	その他(管理部門等) (千円)		275,500	272,921	302,935	310,989
	総 処 理 経 費 (千円)		3,790,720	3,731,754	3,913,563	3,913,339
	総 処 理 量 (t)		100,860	100,326	99,021	98,119
	総 処 理 単 価 (円/t)		37,584	37,196	39,523	39,884
	し 尿	収 集	収 集 経 費 (千円)	324	188	161
収 集 量 (t)			0	0	0	0
収 集 単 価 (円/t)			—	—	—	—
処 理		処 理 経 費 (千円)	290,090	230,353	220,157	210,557
		処 理 量 (t)	68,533	69,829	70,329	71,637
		処 理 単 価 (円/t)	4,233	3,299	3,130	2,939

(注) ごみ収集は、直営分のみ。また、一般家庭、事務所等のし尿収集は、許可業者によるため上表から除く。

(注) 総処理経費には、環境整備事業費、資源ごみ奨励金等は含まない。

2 8	2 9	3 0	令和元	2	3
1,505,025	1,445,802	1,410,950	1,520,575	1,517,173	1,476,837
60,333	59,787	59,230	60,208	62,211	60,028
24,945	24,183	23,822	25,255	24,388	24,602
935,198	947,638	954,262	948,131	933,289	924,754
78,995	78,802	77,725	78,139	74,890	73,340
11,839	12,026	12,277	12,134	12,462	12,609
532,275	534,538	537,608	543,785	560,238	554,457
16,442	16,263	16,960	17,366	17,161	16,492
32,373	32,868	31,699	31,313	32,646	33,620
577,063	554,600	561,144	596,381	575,226	552,200
17,337	16,724	16,877	17,506	16,478	15,812
(11,206)	(10,900)	(10,866)	(10,775)	(9,839)	(9,650)
33,285	33,162	33,249	34,067	34,909	34,923
327,617	328,992	326,801	329,868	317,493	317,513
3,877,178	3,811,570	3,790,765	3,938,740	3,903,419	3,825,761
95,061	94,624	93,946	94,413	92,244	89,993
40,786	40,281	40,350	41,718	42,316	42,512
159	248	211	187	221	212
0	0	0	0	0	0
—	—	—	—	—	—
206,636	185,049	230,290	193,227	250,227	281,453
72,397	72,420	72,961	74,638	76,616	77,061
2,854	2,555	3,156	2,589	3,266	3,652

(2) 施設・保有車両

◇ 施設の概要 (東部環境事業所)

項目		名称	ごみ焼却施設	ダイオキシン対策工事増	大型ごみ粉碎装置	浄水苑第二工場(し尿処理場)	浄水苑第一工場(し尿処理場)	し尿高度処理施設	車庫兼職員控室	
型	式	ストーカ式全連続燃焼方式			ハンマークラッシャー方式	標準脱窒素処理方式	好気性消化(希釈曝気処理)・活性汚泥法処理方式	凝集沈殿方式		
設	備	能力	190t/24時間(95t×2基)	有害ガス処理装置 灰固形化装置	50t/5時間	150kl/24時間	120kl/24時間	270kl/24時間		
建	物	構造	鉄筋コンクリート及び鉄骨造3階建	鉄骨造部 コンクリート	鉄筋コンクリート2階一部平屋建	鉄筋コンクリート及び鉄骨造2階建一部3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄A L C骨板建 2階	
延	床	面積	3,327.06㎡	679.41㎡	237.18㎡	7,563.77㎡	1,033.49㎡	392.62㎡	1F車庫 584.95㎡ 2F控室 595.44㎡	
設	費	国庫補助(千円)	774,550	486,808	5,600	852,810	510,600	146,500		
		市債(千円)	875,600	1,779,400	76,300	793,000	1,076,400	117,200	82,100	
		一般財源(千円)	46,010	82,672	33,100	223,957	88,098	29,300	4,332	
		その他(千円)		30,293(県補助金)				7,575		
		計(千円)	1,696,160	2,379,173	115,000	1,869,767	1,682,673	293,000	86,432	
竣	工	年月	昭和54年8月	平成14年6月	昭和47年7月	昭和59年3月	昭和53年3月	昭和56年7月	昭和53年10月	
備	考				休止中		H14 ダイオキシン対策工事に伴い、投入室等取壊		昭和58年8月 21.21㎡増築	

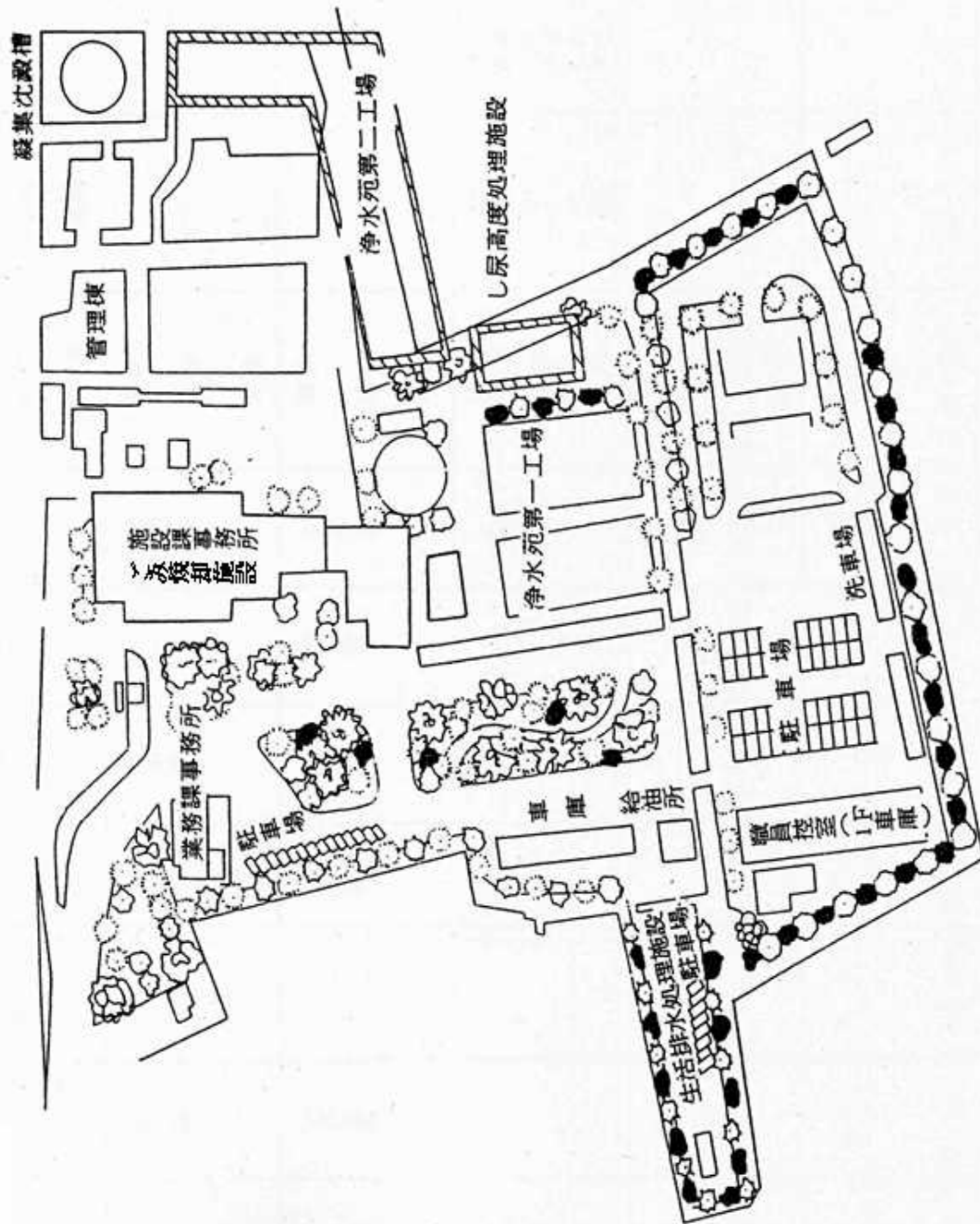
自動車 修理工場	自動車 洗車場	業務課 事務所	生活排水 処理施設	小車庫	給油所	業務課 事務所 (増築)	職員 休憩所 (増築)	職員 休憩所 (増築)	粗大 事務所 トイレ (増築)	業務課 事務所 (増築)
			ごみ収集車 洗浄排水 30㎡/24時間 生活雑排水 30㎡/24時間		軽油 貯油能力 4kl					
鉄骨 ALC板 平屋建	鉄骨 ALC板 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2階建	鉄骨造 2階建	木平屋建	木平屋建
116.52㎡	180㎡	127.66㎡	26.4㎡	261.62㎡	30㎡	46.57㎡	141.12㎡	99㎡	6.36㎡	21.66㎡
			15,000							
6,900	14,500	8,500	12,000	10,500	5,400					5,300
400	803	999	3,000	1,272	600	12,504	44,762	22,182	2,877	1,832
7,300	15,303	9,499	30,000	11,772	6,000	12,504	44,762	22,182	2,877	7,132
昭和54年2月	昭和54年12月	昭和54年1月	昭和54年3月	昭和53年12月	昭和52年3月	平成10年9月	平成14年3月	平成15年3月	平成17年11月	平成31年3月

◇ 施設の概要（西部環境事業所）

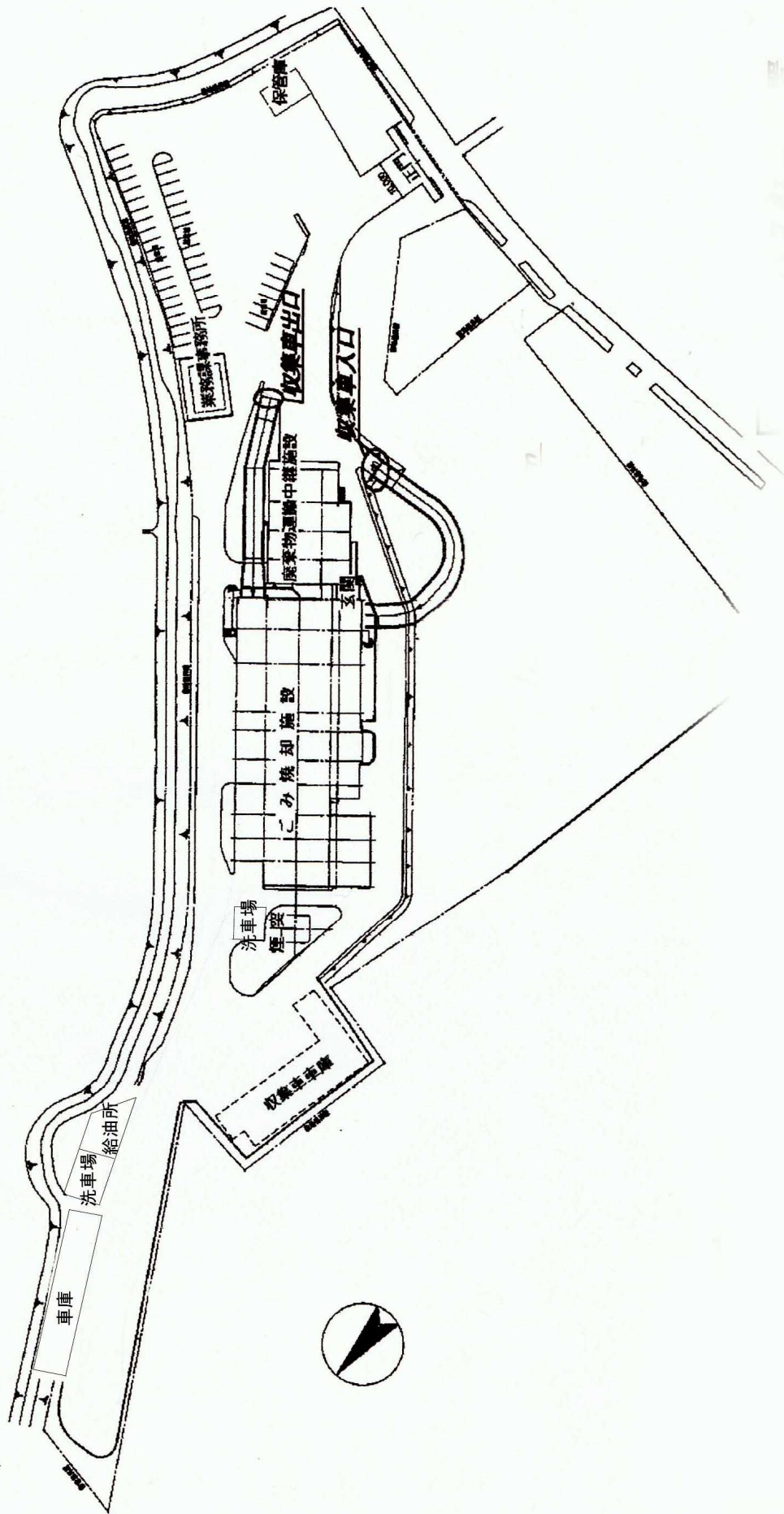
項目	名称	ごみ焼却施設	車庫兼職員控室	業務課事務所	洗車場給油所	車庫
型式		ストーカ式 全連続燃焼 方式				
設備能力		180t/24時間 (90t×2基)				
建物構造		鉄骨 コンクリート 及び鉄骨 4階	鉄骨 2階 造建	鉄骨 平屋 造建	鉄骨 平屋 造建	鉄骨 平屋 造建
延床面積		4,655.73㎡	1,290.05㎡	96.0㎡	209.623㎡	270㎡
建設費	国庫補助 (千円)	868,500				
	市債 (千円)	2,344,900				
	一般財源 (千円)	852,289				
	その他 (千円)	30,000				
	計(千円)	4,095,689				
竣工年月		平成3年2月	平成3年2月	平成3年2月	平成3年2月	平成3年2月
備考						

外部便所	排水処理施設	廃棄物運搬 中継施設 中継棟	コンテナ 保管庫	車庫	ダイオキシン 対策工事増築
		コンパクト・ コンテナ方式			
		30t/5時間			有害ガス 処理装置
鉄 コン クリ ート 平 屋 筋 ト 建	鉄 コン クリ ート 平 屋 筋 ト 建	鉄 2 骨 階 造 建	鉄 平 骨 屋 造 建	鉄 平 骨 屋 造 建	鉄 骨 造 部 一 コン クリ ート
10.32㎡	61.005㎡	928.19㎡	97.29㎡	75.89㎡	240.72㎡
			135,648		493,106
			392,000	8,500	1,540,600
			22,319	2,835	79,207
					32,467 (県補助金)
			549,967	11,335	2,145,380
平成3年2月	平成3年2月	平成11年3月	平成11年3月	平成10年12月	平成14年11月

○東部環境事業所
業務課・施設課 配置図



○西部環境事業所
業務課・施設課 配置図



◇ 保有車両

(令和4年4月現在)

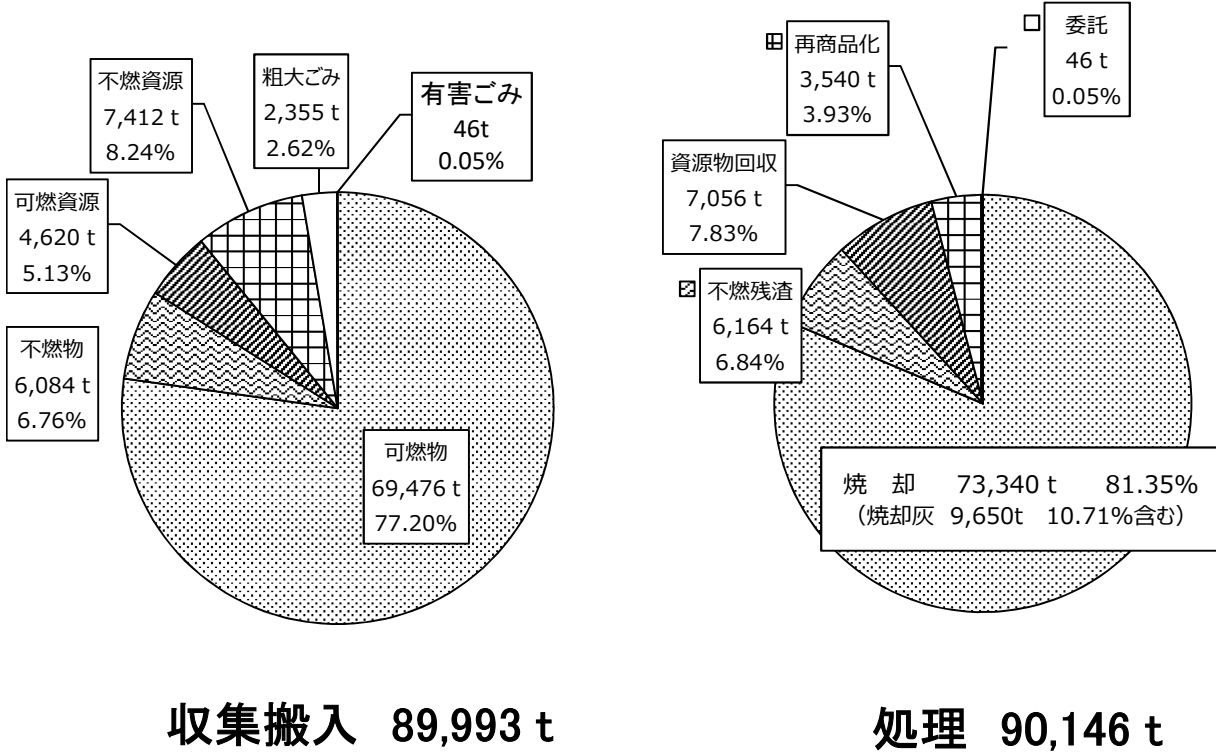
区分		所属		環境政策課	東部環境事業所		西部環境事業所			
					業務課	施設課	業務課	施設課		
ご	収集	軽四トラック (内 犬・猫用)	0.35t		1 (1)				1	
		軽四ダンプ (内 予備)	0.35t	2	7 (2)		6 (1)		15	
		四輪ダンプ (内 予備)	2.0 t		1 (1)		1 (1)		2	
		プレス車 (内 予備)	2.0 t				20 (5)		20	
			2.3 t		1 (1)				1	
		パッカー車 (内 予備)	2.0 t		18 (3)				18	
		二層式 (内 予備)	2.0 t		1 (1)				1	
	み	廃電池	軽四ダンプ (内 予備)	0.35t		1				1
		不法投棄	軽四ダンプ (内 予備)	0.35t		1				1
		不燃	四輪ダンプ (内 予備)	2.0 t			1			1
パッカー車 (内 予備)			2.5 t					1	1	
	中継施設	アームロール車 (内 予備)					3 (1)		3	
し尿	収集	バキューム車 (内 予備)				1			1	
	集灰運搬	四輪ダンプ (内 予備)	1.9 t			2			2	
その他	連絡用	小型ライトバン (内 予備)		1					1	
		軽四バン (内 予備)		1	3	1	2	1	8	
計				4	34	5	32	2	77	

3 ごみ処理事業

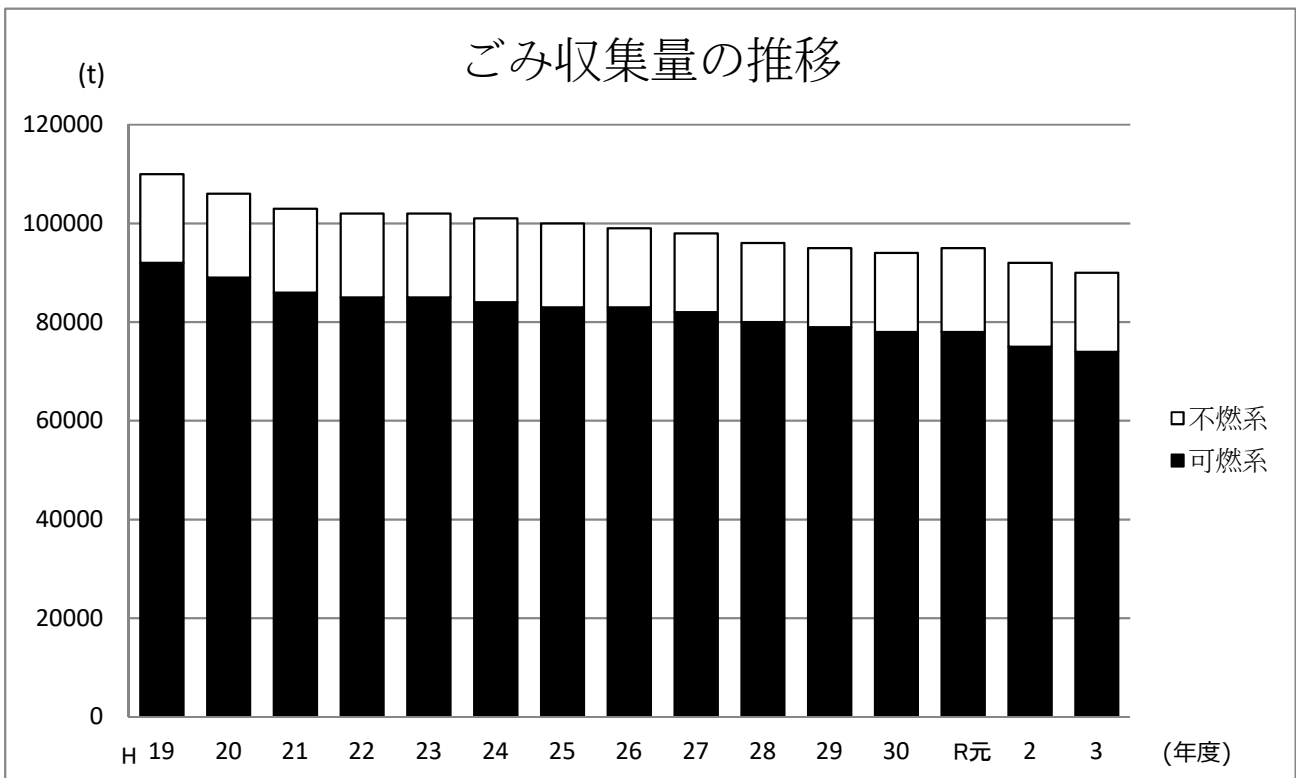
(1) 概 説

本市の処理するごみ量は、年々増加の一途をたどっていたが、平成11年度の収集方法の変更によって一時的に減少した。その後、平成14年度には事業系ごみの削減指導の徹底等によって大幅な削減を達成し、以後の収集量はゆるやかな減少傾向となっており、令和3年度は、約8.9万トンとなった。

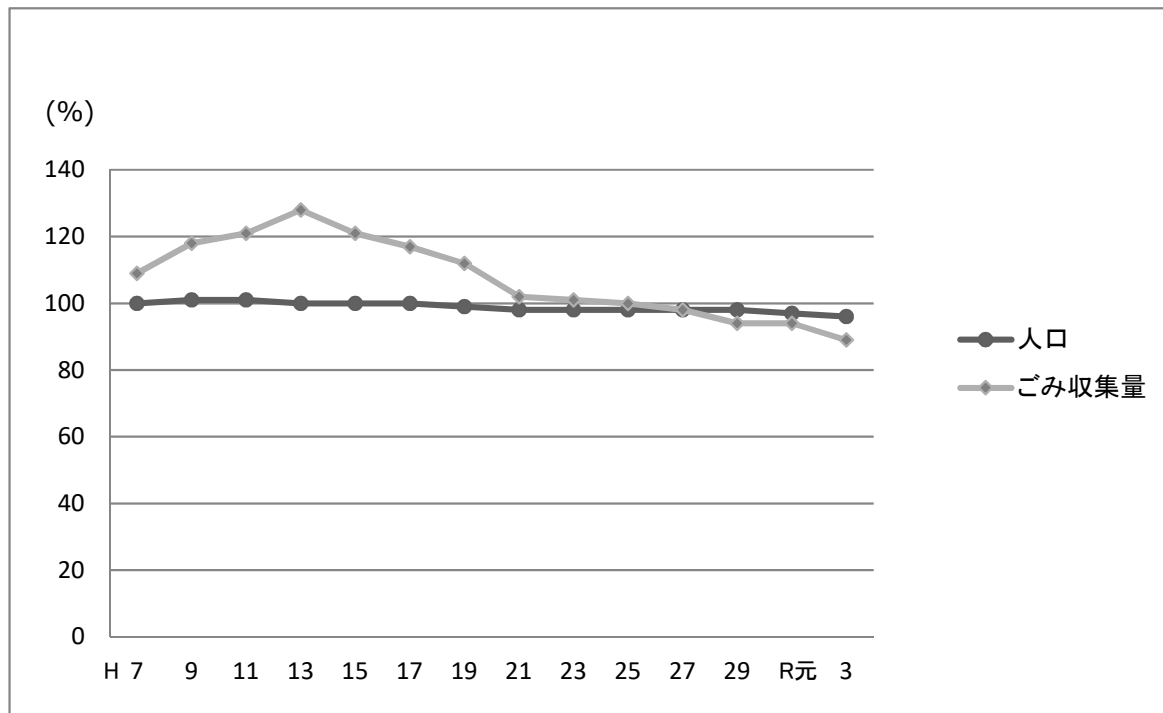
◇ 令和3年度のごみ処理



ごみ収集量の推移



◇ ごみ収集量と人口の推移



(注) 平成5年度のごみ収集量(100,606 t)と人口(261,380人/4月1日現在)を100とした。

(2) ごみの収集・運搬

平成16年10月1日から市内全域でプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、一般家庭ごみの収集を8分別で行っている。

燃やせるごみは週2回、燃やせないごみ、新聞紙及び雑誌・ダンボール・紙パックは4週に1回、缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装は隔週、粗大ごみは年6回(専用はがき又はインターネットによる申し込み制)の収集を実施している。

有害ごみは、支所やコミュニティーセンター等に廃乾電池回収箱を設置しているほか、粗大ごみを収集する際、同時に収集している。

一方、現有のごみ運搬車両は62台、収集車両基地は、東部環境事業所、西部環境事業所の2ヶ所となっている。

事業系ごみについては、許可業者による有料収集又は事業者自ら持ち込む方法で対応している。

◇ 収集運搬の現状

ごみの区分		収集頻度	収集方式	収集形態	
家庭系ごみ	燃やせるごみ	2回/週	各戸または ステーション方式	直営・委託	
	燃やせないごみ	1回/4週 (概ね月1回)			
	資源ごみ	プラスチック製容器包装			隔週 (概ね月2回)
		缶・びん・ペットボトル			隔週 (概ね月2回)
		新聞紙			1回/4週 (概ね月1回)
	雑誌・ダンボール・紙パック	1回/4週 (概ね月1回)			
	粗大ごみ	1回/2カ月	各戸収集(申込制)	委託	
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ排出時に収集 ●市役所、支所、小中学校、郵便局等に回収箱を設置し収集 		直営・委託		
犬、猫の死体、布団及び毛布(死亡者の用に供していたもの)を臨時的に収集			直営		
事業系ごみ	許可業者に収集運搬を委託				
	自ら市の処理施設に搬入(燃やせるごみ、缶・びん・ペットボトル、粗大ごみ(木製に限る))				
	資源ごみ(古紙類)については、分別してリサイクル業者へ引き渡す				

項目		内容
収集できないごみ	事業系ごみ	事業活動に伴って商店・事務所等から出るごみ、農作業に伴うごみ
	一時多量ごみ	引っ越し・大掃除などや5袋を超える一時多量ごみ
収集・処理できないごみ	医療系廃棄物	注射器・注射針など
	処理する際に危険を伴うもの	農薬(臭化メチル等)・劇薬類、ガスボンベ、オートバイ、バッテリー、消火器、油類(中身が入っているもの)
	処理設備がないもの	たたみ、リヤカー、タイヤ、石、倉庫、自動車
	産業廃棄物	自動販売機、建設廃材(かわら・コンクリート・トタン・木材)、バンパーなど自動車の部品類、農業用ビニール、耕運機・農機具
	適正処理困難物	自動車用タイヤ、スプリング入りマットレス

◇ ごみ収集等の推移

単位：t

項目	年度	平成	24	25	26	27	28	29	30	令和	2	3
		23								元		
直営 (委託含む)	燃やせるごみ	46,131	46,310	45,769	45,583	45,691	43,919	43,538	42,530	43,490	43,814	42,351
	燃やせないごみ	3,718	3,617	3,540	3,432	3,494	3,184	3,088	3,226	3,225	3,549	3,244
	粗大ごみ	1,580	1,503	1,687	1,698	1,752	1,707	1,738	1,916	2,006	2,341	2,355
	古紙類	5,926	5,470	5,287	5,105	4,729	4,383	4,251	4,324	4,111	4,490	4,620
	缶・びん・ ペットボトル	4,047	4,075	4,108	3,952	3,723	3,602	3,565	3,548	3,627	3,913	3,589
	プラスチック製 容器包装	3,865	3,733	3,720	3,656	3,645	3,490	3,553	3,639	3,705	4,058	3,823
	有害ごみ	58	51	34	58	60	48	54	48	44	46	46
	小計	65,325	64,759	64,145	63,484	63,094	60,333	59,787	59,231	60,208	62,211	60,028
許可業者	可燃系	30,564	30,120	30,428	30,372	29,979	29,582	29,777	29,346	28,691	25,654	25,835
	不燃系	3,464	3,625	3,243	2,517	2,363	2,398	2,416	2,606	2,715	2,257	2,030
	小計	34,028	33,745	33,671	32,889	32,342	31,980	32,193	31,952	31,406	27,911	27,865
一般持込	可燃系	1,673	1,638	1,693	1,699	1,650	1,622	1,545	1,520	1,490	1,200	1,289
	不燃系	780	717	817	949	1,033	1,126	1,099	1,243	1,309	922	811
	小計	2,453	2,355	2,510	2,648	2,683	2,748	2,644	2,763	2,799	2,122	2,100
合計 (ごみ総量)	101,806	100,859	100,326	99,021	98,119	95,061	94,624	93,946	94,413	92,244	89,993	
資源ごみ 回収運動	4,436	4,461	4,265	4,200	4,036	3,687	3,495	3,184	2,652	1,809	1,730	
資源ごみ 拠点回収	1	1	1	10	117	182	244	311	372	444	455	
ごみ排出量 (ごみ総量+資源ごみ回収)	106,243	105,321	104,592	103,231	102,272	98,930	98,363	97,441	97,437	94,497	92,178	
1人1日当たり ごみ排出量 (g)	1,102.4	1,095.5	1,091.6	1,080.0	1,083.7	1,049.8	1,046.6	1,040.4	1,045.9	1,018.2	1,006.6	

総人口 (人)	264,049	263,389	262,498	261,884	258,554	258,191	257,492	256,599	255,237	254,276	250,879
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

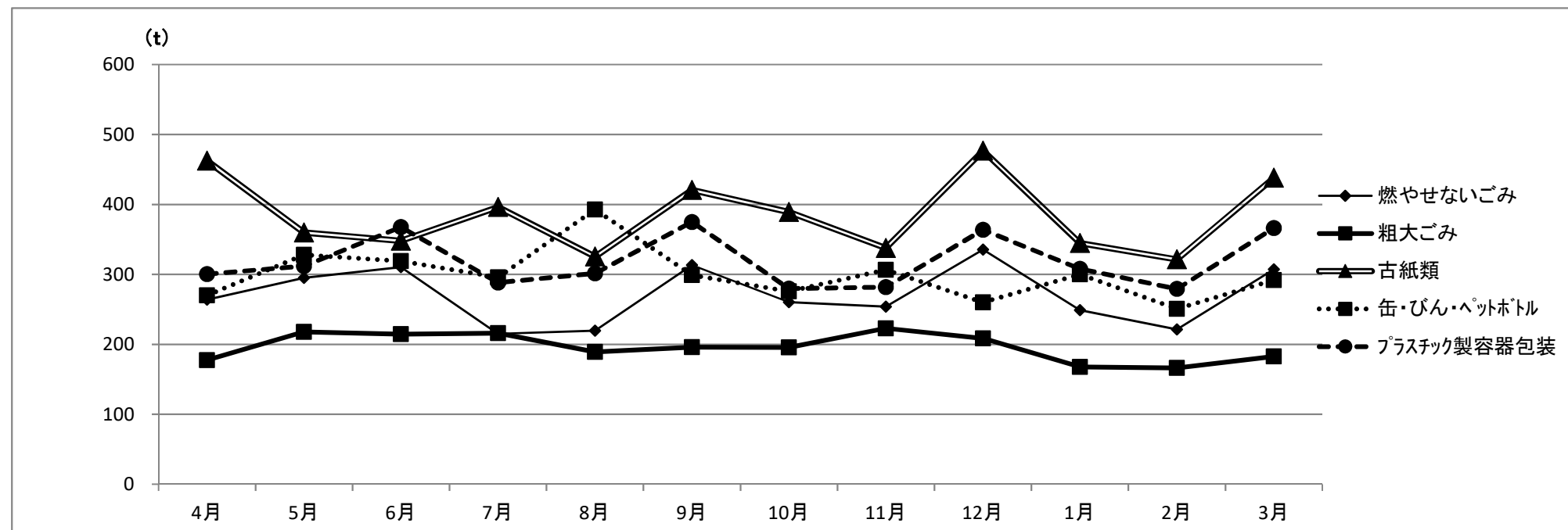
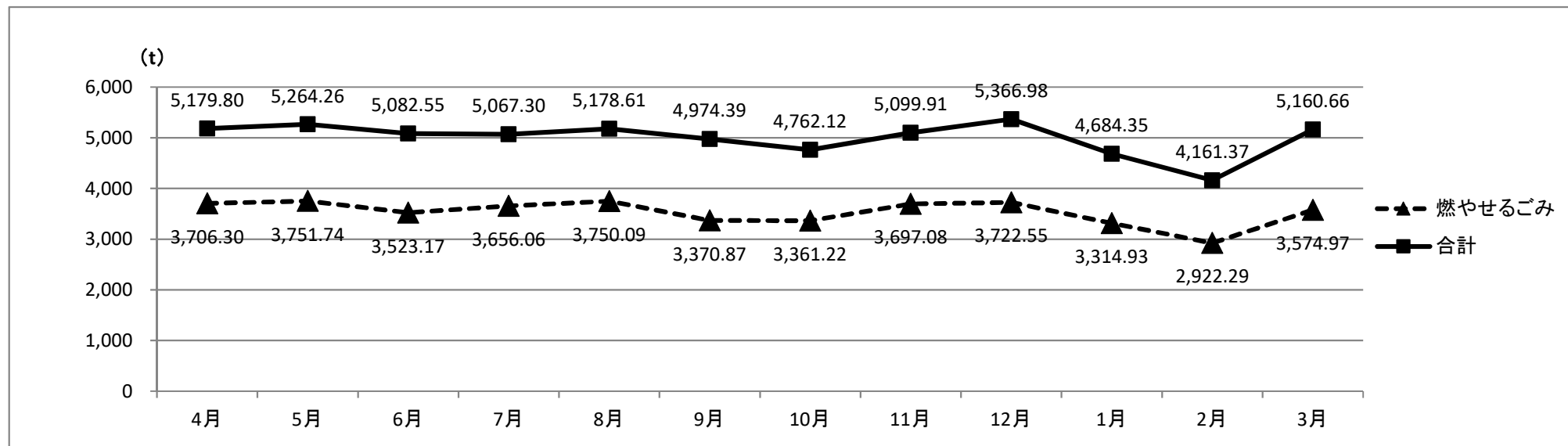
◇ 令和3年度ごみ収集状況

単位：t

区分 月	直 営 (委 託 含 む)						持 込					
	燃やせるごみ		燃やせないごみ		粗大ごみ	古紙類	缶・びん・ペットボトル	プラスチック製容器包装	許 可 業 者		一 般 持 込	
									可 燃 系	不 燃 系	可 燃 系	不 燃 系
4	3,706.300	263.750	177.190	462.260	269.910	300.390	2,155.610	176.440	103.170	72.430		
5	3,751.740	294.924	217.920	359.760	328.100	311.820	2,128.490	149.420	118.990	70.720		
6	3,523.170	310.420	214.450	347.955	318.885	367.670	2,165.200	158.370	103.750	61.645		
7	3,656.060	214.975	216.140	396.105	295.710	288.310	2,275.690	154.150	118.470	55.660		
8	3,750.090	219.570	189.315	325.265	392.750	301.620	2,195.760	193.680	120.530	66.575		
9	3,370.870	313.221	195.860	420.600	298.990	374.850	2,072.220	156.900	104.610	53.915		
10	3,361.220	260.485	195.705	389.155	275.870	279.680	2,163.270	172.270	108.650	65.305		
11	3,697.080	253.973	222.940	337.490	306.485	281.940	2,226.710	180.350	108.970	78.060		
12	3,722.550	335.360	208.635	476.780	259.905	363.750	2,384.230	206.300	120.990	93.565		
1	3,314.930	248.910	167.700	344.875	299.920	308.010	2,060.040	161.380	92.000	44.580		
2	2,922.290	221.505	166.300	321.385	250.745	279.140	1,818.090	139.480	84.820	49.485		
3	3,574.970	307.104	182.660	438.015	291.815	366.100	2,190.230	180.830	103.990	98.770		
計	42,351.27	3,244.20	2,354.82	4,619.65	3,589.09	3,823.28	25,835.54	2,029.57	1,288.94	810.71		

(注) 有害ごみを除く

◇ ごみ収集量月別変動状況

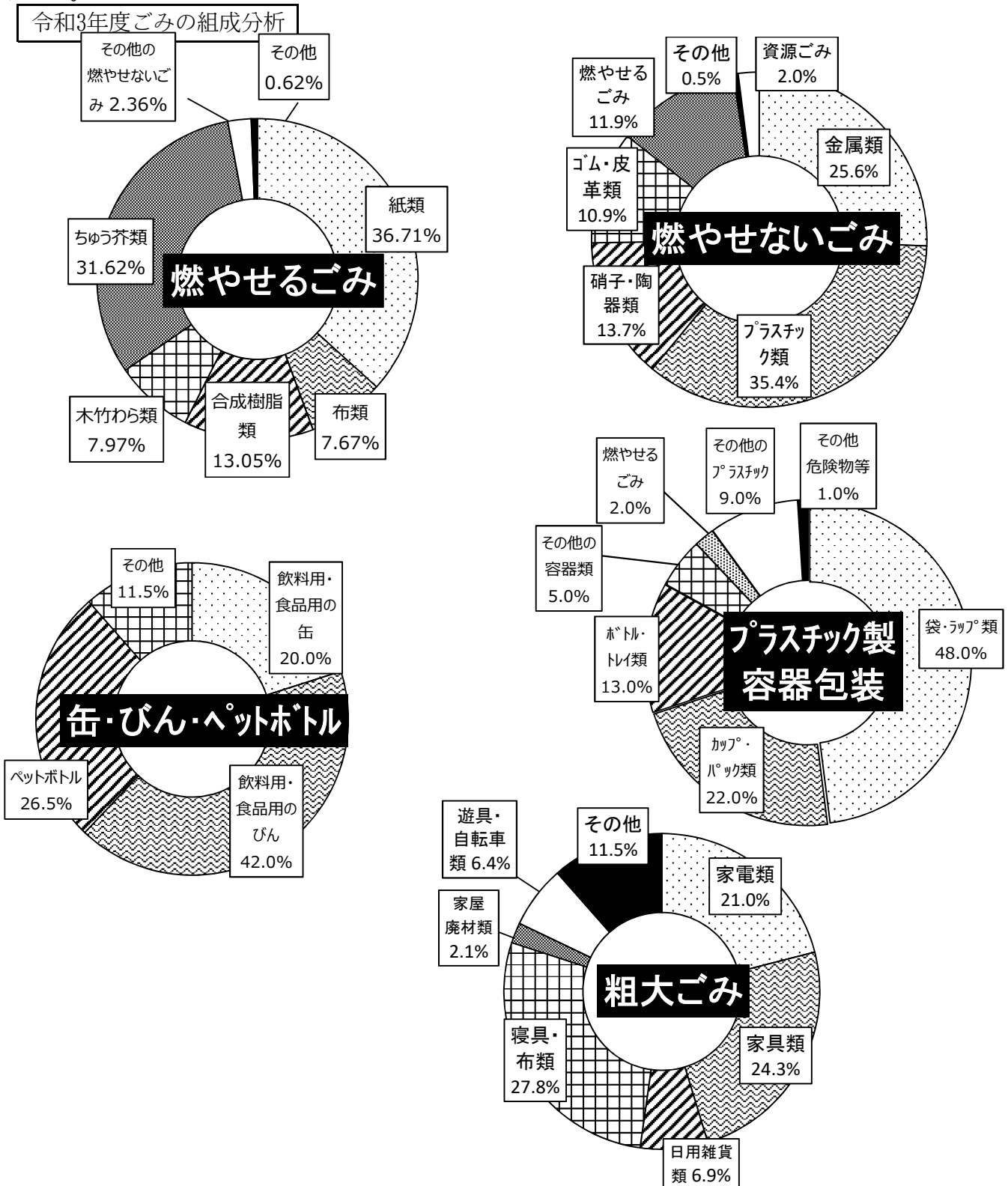


◇ ごみ質

多種多様な消費材が生産、消費され、ごみ質も多様化してきている。

令和3年度のごみの組成分析をみると燃やせるごみでは、紙・布類が44.4%を占め、燃やせないごみでは、プラスチック類が35.4%と大きな割合を占めている。缶・びん・ペットボトルの組成分析をみると、資源物以外のごみが11.5%入り、分別がまだまだ徹底できていないことがわかる。また、粗大ごみでは、電気製品類が21%、寝具・布類27.8%となっている。平成16年10月から開始されたプラスチック製容器包装では、袋・ラップ類が48%を占めている。（ただし、燃やせないごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装は、令和2年度ごみの組成分析である。）

この組成分析から、紙とワンウェイ容器・トレイ・パック商品の使用が依然として多いこと、さらに、家電リサイクル法の施行により、家電製品の粗大ごみに占める割合が小さくなっていることがわかる。



◇ 年度別犬猫等処理状況

項目 年度	処理件数	内 訳					
		飼犬	野犬	飼猫	野猫	汚物	その他
平成17	3,516	666	168	449	2,124	21	88
18	3,444	731	180	410	2,045	26	52
19	3,328	690	172	411	2,011	9	35
20	3,090	668	130	376	1,860	14	42
21	3,078	686	125	387	1,815	19	46
22	3,067	710	118	403	1,748	20	68
23	3,090	607	95	396	1,793	13	186
24	2,817	568	94	425	1,567	4	159
25	2,707	625	90	364	1,434	5	189
26	2,560	487	68	315	1,476	3	211
27	2,390	440	47	326	1,409	2	166
28	2,406	480	53	290	1,362	24	197
29	2,476	416	47	323	1,419	0	271
30	2,442	358	49	324	1,454	3	254
令和元	2,279	333	35	294	1,352	0	265
2	2,277	306	30	305	1,317	0	319
3	2,112	256	32	224	1,264	0	336

(3) ごみの処理・処分

燃やせるごみは、東部環境事業所及び西部環境事業所の2か所のごみ焼却施設で焼却している。

燃やせないごみは、2か所の民間の不燃物減量・再資源化施設で選別を行い、鉄・アルミ・カレットを回収、プラスチック類は熔融固化により減容化を行っている。

粗大ごみは、手選別によりふとん類とそれ以外に分け、裁断後のふとん類（可燃残渣）は、焼却施設に搬出、ふとん類以外は、破碎・選別後、鉄・アルミを回収している。

缶・びん・ペットボトルは不燃物減量・再資源化施設、プラスチック製容器包装は民間のプラスチック製容器包装中間処理施設で選別・圧縮・梱包し、鉄・アルミ等を回収している。

また、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装の一部は、西部環境事業所の廃棄物運搬中継施設で大型車に積み替えを行った後、民間施設に搬入している。

新聞、雑誌・ダンボール・紙パックは、古紙業者へ搬入、圧縮梱包した後、製紙業者へ引き渡している。

有害ごみは、東部環境事業所で一時保管し、再資源化業者へ引き渡している。

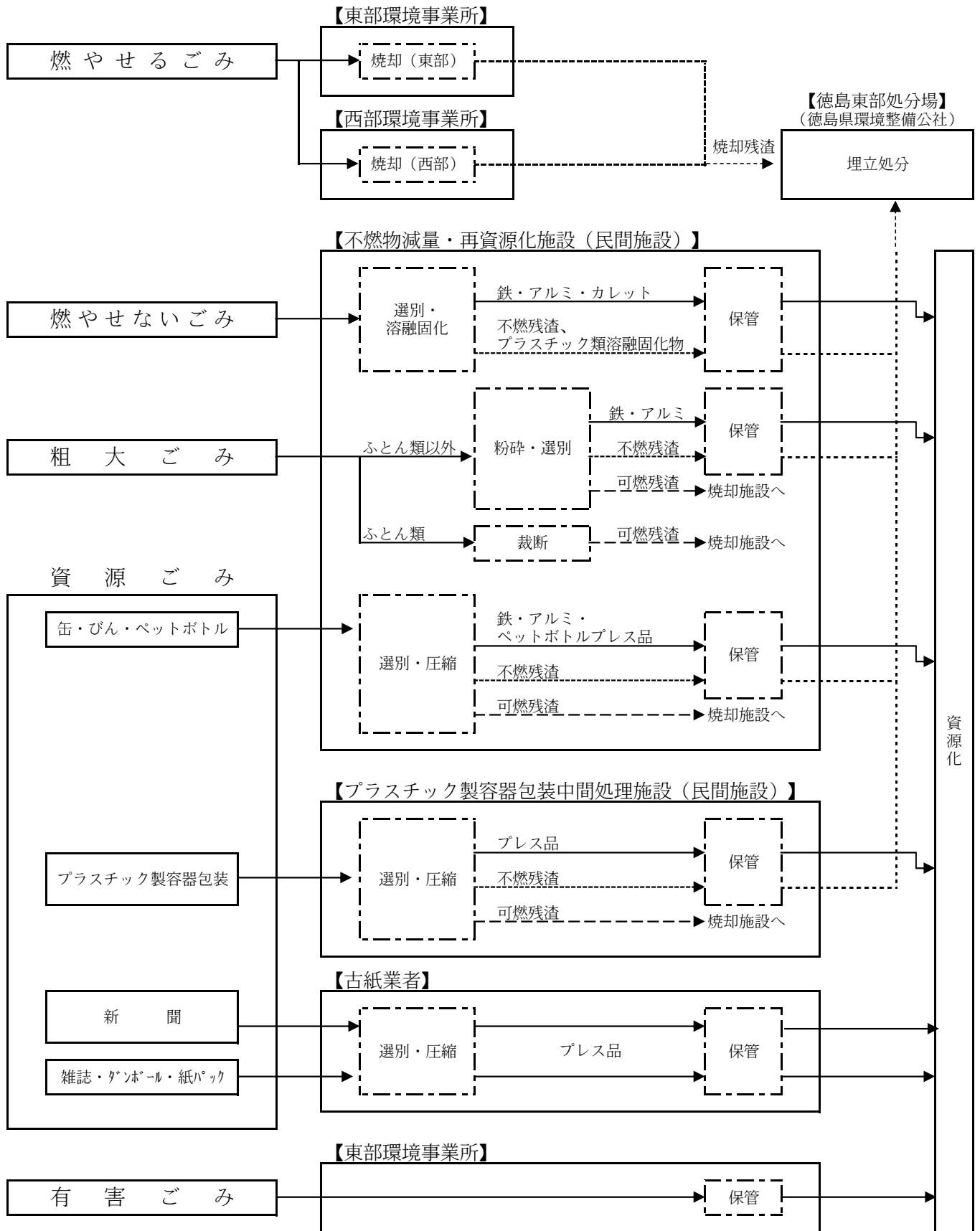
なお、焼却残渣や不燃物減量・再資源化施設及びプラスチック製容器包装中間処理施設で発生する不燃残渣は、（一財）徳島県環境整備公社が保有する徳島東部処分場に埋立処分している。

◇ ごみ処分量の推移

(単位：t)

項目		年度										
		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3
焼却 ①		81,979	81,707	82,052	81,677	81,136	78,995	78,802	77,725	78,139	74,890	73,340
中間処理	搬入量	17,910	17,305	17,497	16,892	16,716	16,442	16,263	16,960	17,366	17,161	16,492
	有価物回収 ②	2,946	2,906	2,805	2,683	2,736	2,625	2,576	2,635	2,303	2,316	2,436
	焼却 ③	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	再商品化 ④	3,387	3,372	3,334	3,296	3,312	3,270	3,464	3,527	3,310	3,504	3,540
埋立	不燃残渣等 ⑤	7,420	6,877	6,622	6,298	6,305	6,131	5,824	6,011	6,731	6,639	6,164
	焼却灰	11,490	11,396	11,505	11,507	11,502	11,206	10,900	10,866	10,775	9,839	9,650
	埋立計	18,910	18,273	18,127	17,805	17,807	17,337	16,724	16,877	17,506	16,478	15,814
古紙回収 ⑥		5,926	5,470	5,287	5,105	4,729	4,383	4,251	4,324	4,111	4,490	4,620
有害ごみ委託処理 ⑦		58	51	34	58	60	48	54	48	44	46	46
処分量合計 (①～⑦)		101,716	100,383	100,134	99,117	98,278	95,452	94,971	94,270	94,638	91,885	90,146

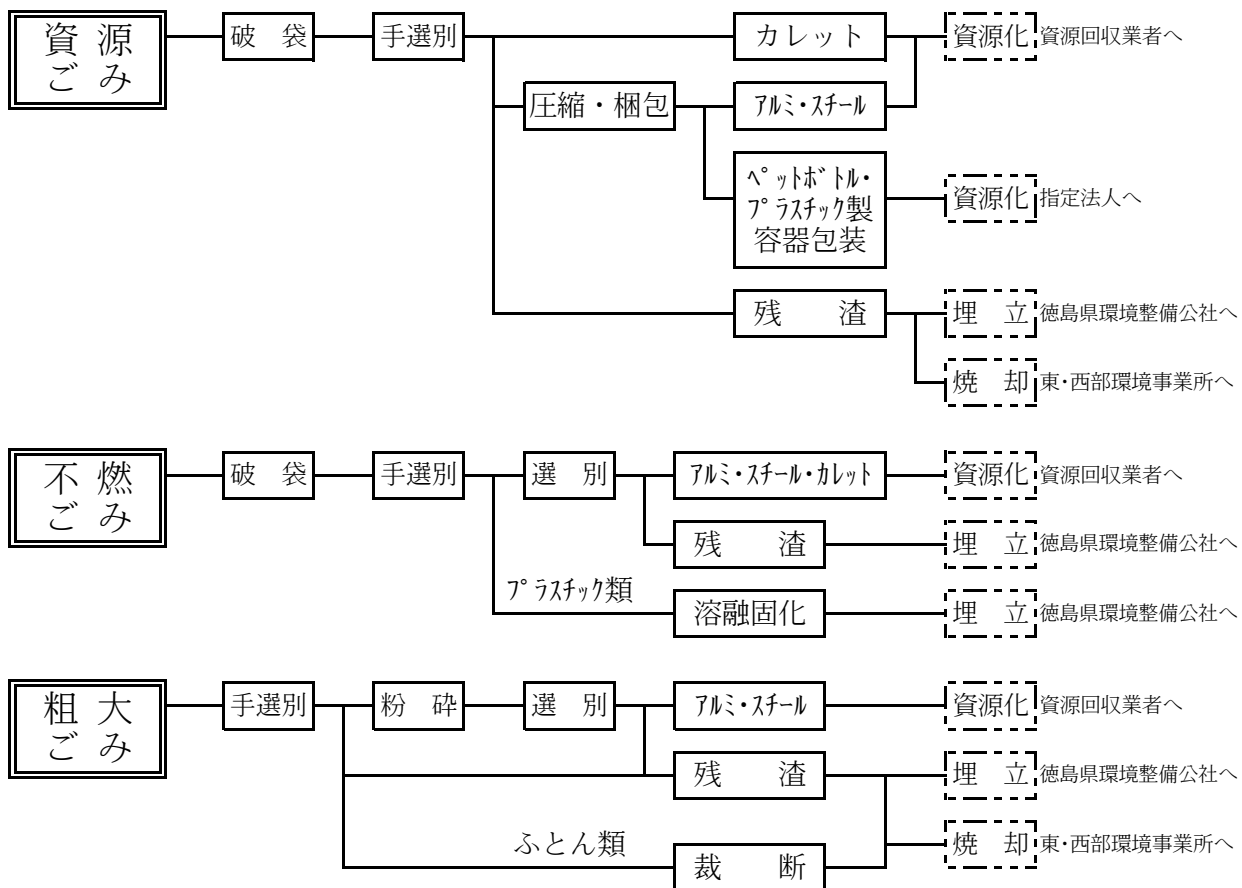
◇ ごみ処理フロー



注) 缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装の一部は、西部環境事業所の廃棄物運搬中継施設で大型車に積み替えを行った後、民間施設に搬入している。

一般廃棄物減量再資源化事業

	飯谷町 不燃物減量・再資源化施設	丈六町 不燃物減量・再資源化施設	プラスチック製容器包装 中間処理施設
委託会社名	(株) 三紅	(株) 三幸クリーンサービスセンター	(株) 三幸クリーンサービスセンター
所在地	徳島市津田海岸町8-24	徳島市徳島本町2丁目16	徳島市徳島本町2丁目16
設置場所	徳島市飯谷町高良26-20	徳島市丈六町山根30~39-2	徳島市東沖洲2丁目26-13
敷地面積	5,362.63㎡ (雑種地)	3,720.64㎡ (雑種地)	3,152.73㎡ (雑種地)
建物延床面積	1,240.24㎡	1,425.70㎡	2,556.28㎡
構造	鉄骨スレート平屋建	鉄骨スレート平屋建	鉄骨造3階建て
処理能力	43t/日	43t/日	21t/日
処理方法	機械選別及び手選別	機械選別及び手選別	機械選別及び手選別



最終処分場

施設名称	徳島東部処分場
所有者	一般財団法人徳島県環境整備公社
所在地	板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先
形式	管理型最終処分場
敷地面積	155,951㎡
可処分容量	666,188㎡ (令和4年3月末現在)
全体面積	21.7ha
護岸延長	1,940m
埋立処分容量	144万㎡ (一般廃棄物74万㎡、産業廃棄物13万㎡、陸上建設残土・港湾浚渫土砂57万㎡)
埋立開始	平成19年4月
受入期間	約10年

◇ 令和3年度東部環境事業所（焼却炉）稼働状況

月	区分	稼働日数 (日)	焼却量 (t)	残 灰 (t)	維持状況		
					電気使用量 (kWh)	用水使用量 (m ³)	重油使用量 (ℓ)
4月		30	3,022.97	436.07	354,155	7,629	1,130
5月		31	3,447.50	472.65	417,153	9,270	492
6月		28	2,982.35	439.00	354,618	7,182	1,629
7月		31	3,470.71	435.11	427,653	8,932	419
8月		31	3,157.60	430.15	405,575	8,292	1,072
9月		30	3,287.41	466.70	400,171	8,839	290
10月		31	3,336.08	428.09	424,961	9,479	636
11月		30	2,511.48	343.48	348,211	6,259	456
12月		31	2,604.76	401.53	350,790	7,222	3,018
1月		31	2,372.11	412.51	316,935	6,485	263
2月		26	2,748.88	342.97	322,459	6,940	5,329
3月		31	3,308.22	491.60	376,933	9,598	521
計		361	36,250.07	5,099.86	4,499,614	96,127	15,255

(注) 焼却量は、ごみピット投入量

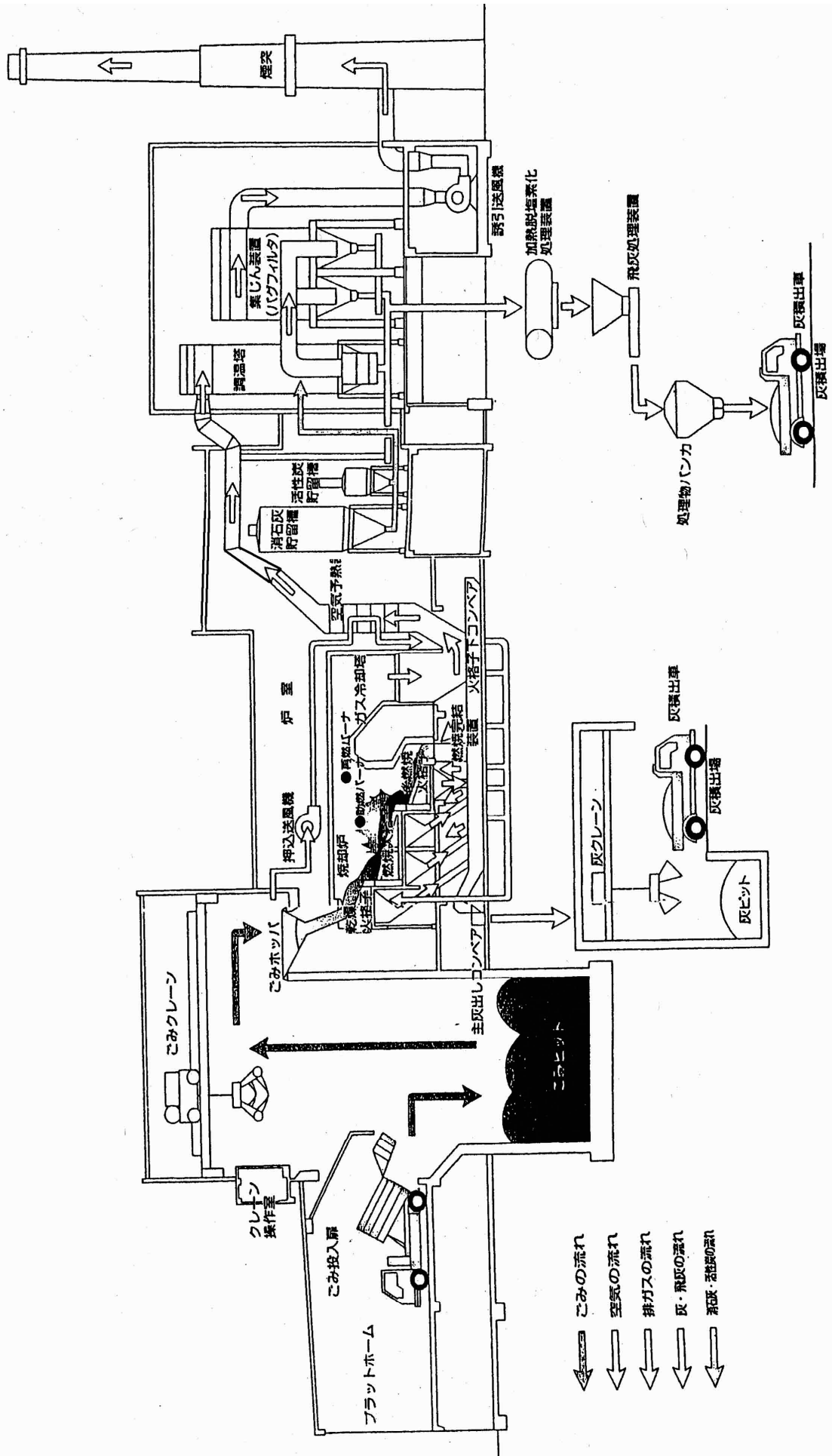
◇ 令和3年度西部環境事業所（焼却炉）稼働状況

月	区分	稼働日数 (日)	焼却量 (t)	残 灰 (t)	維持状況		
					電気使用量 (kWh)	用水使用量 (m ³)	重油使用量 (ℓ)
4月		30	3,268.59	421.75	397,350	9,178	2,205
5月		31	2,918.84	363.87	374,120	8,149	1,830
6月		29	3,148.69	328.58	357,110	8,088	2,554
7月		27	2,926.72	380.83	391,050	8,874	1,950
8月		31	3,270.34	350.14	387,570	8,339	830
9月		21	2,571.20	355.31	370,340	8,026	1,097
10月		31	2,610.94	274.83	313,370	6,954	2,425
11月		30	3,862.62	461.80	429,120	11,586	1,717
12月		31	3,964.62	474.34	452,700	11,029	1,409
1月		31	3,366.99	456.70	450,500	10,614	1,674
2月		26	2,311.09	271.63	299,350	5,253	4,875
3月		31	2,869.40	410.08	401,210	9,876	1,490
計		349	37,090.04	4,549.86	4,623,790	105,966	24,056

(注) 焼却量は、ごみピット投入量。用水使用量は再利用水含。

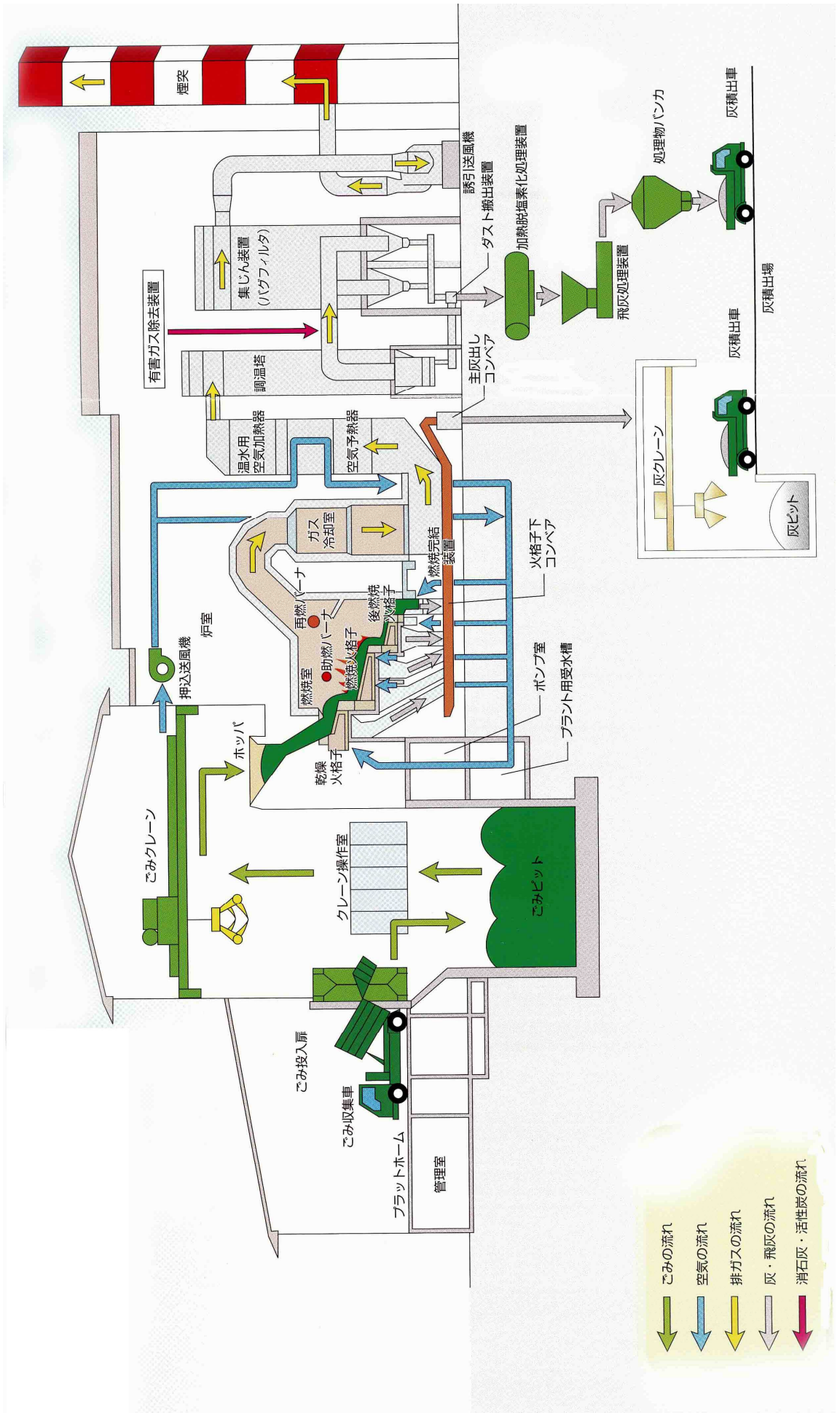
東部環境事業所ごみ焼却場の処理系統図

○ 燃 焼 設 備			
焼却炉 (ストーカ式)	95 t / 24 h ×	2	基
乾燥火格子	2	基
燃焼火格子	2	基
後燃焼火格子	2	基
燃焼完結装置	2	基
助燃用バーナ	2	基
○ ごみ供給設備			
ごみ投入扉	3	基
ダンプボックス	1	基
ごみクレーン	2	基
ごみホッパ	2	基
○ 通 風 設 備			
押込送風機	2	基
誘引送風機	2	基
風道・煙道設備	2	式
○ 灰 処 理 設 備			
灰コンベア	3	基
スクラム除去装置	2	基
灰クレーン	1	基
○ ガス冷却設備			
ガス冷却塔	2	基
調温塔	2	基
○ 集じん設備			
バグフィルタ	2	基
○ 飛灰処理設備			
ダスト搬出装置	2	式
加熱脱塩素化処理装置	1	基
飛灰処理装置	2	基
処理物バンカ	2	基
○ 余熱利用設備			
空気予熱器	2	基
温水器	2	基
○ その他設備			
給水設備	1	式
有害ガス除去設備	2	式
塩化水素除去設備	2	式
電気設備	1	式
計装設備	1	式
非常用ディーゼル発電設備	1	式
配管設備	1	式
ごみ計量機	1	式
煙突	1	式



西部環境事業所ごみ焼却場の処理系統図

○ 燃 焼 設 備			
焼却炉 (ストーカ式)	90 t / 24 h ×	2	基
乾燥火格子	2	基
燃焼火格子	2	基
後燃焼火格子	2	基
燃焼完結装置	2	基
助燃用バーナー	2	基
○ ごみ供給設備			
ごみ投入扉	3	基
ダンピングボックス	1	基
ごみクレーン	2	基
ごみホッパ	2	基
○ 通 風 設 備			
押込送風機	2	基
誘引送風機	2	基
風道・煙道設備	2	式
○ 灰 処 理 設 備			
火格子コンベア	2	基
主灰出しコンベア	1	基
灰クレーン	1	基
○ 燃焼ガス冷却設備			
ガス冷却塔	2	基
調温塔	2	基
○ 集 じん 設 備			
バグフィルタ	2	基
○ 飛 灰 処 理 設 備			
ダスト搬出装置	2	式
加熱脱塩素化処理装置	1	基
飛灰処理装置	2	基
処理物バンカ	2	基
○ 余 熱 利 用 設 備			
空気予熱器	2	基
温水タンク	1	基
○ そ の 他 設 備			
給水設備	1	式
有害ガス除去設備	2	式
ごみ汚水蒸発設備	2	式
電気設備	1	式
計装設備	1	式
非常用ディーゼル発電設備	1	式
配管設備	1	式
ごみ計量機	1	式
煙突	1	式



廃棄物運搬中継処理施設の処理系統図

○ 受入・供給設備

受入ホックパ	1基
ダイビングボックス	2基
防臭剤噴霧装置	1基

○ 圧縮設備

コンパクタ	1基
油圧ユニット	1基

○ 移動設備

コンテナ移動装置	1基
----------	-------	----

○ 集じん・脱臭設備

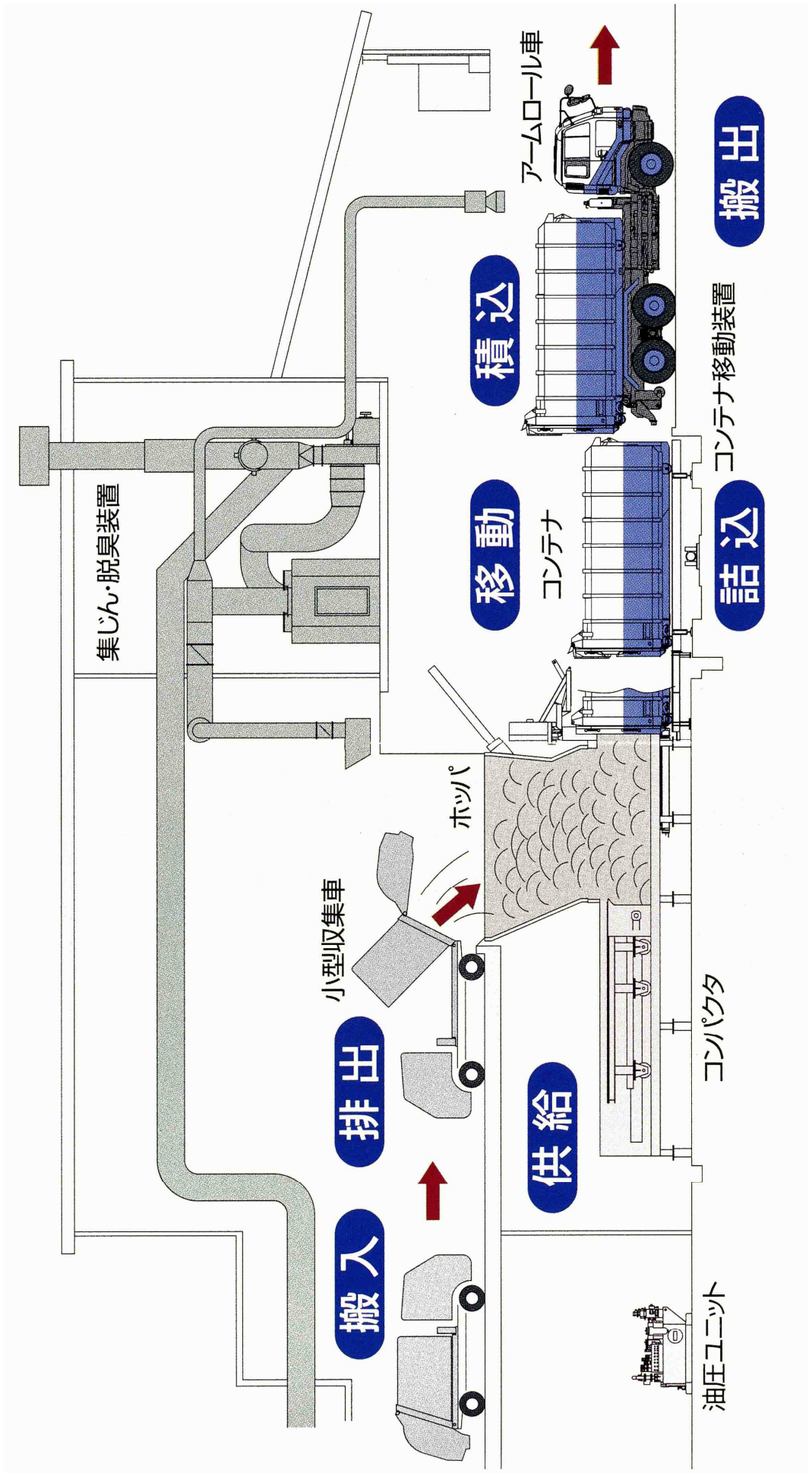
集じん装置	1基
送風機	1基
脱臭塔	1基

○ コンテナ（二枚蓋板方式）

○ 電気計装設備（集中制御方式）

○ その他

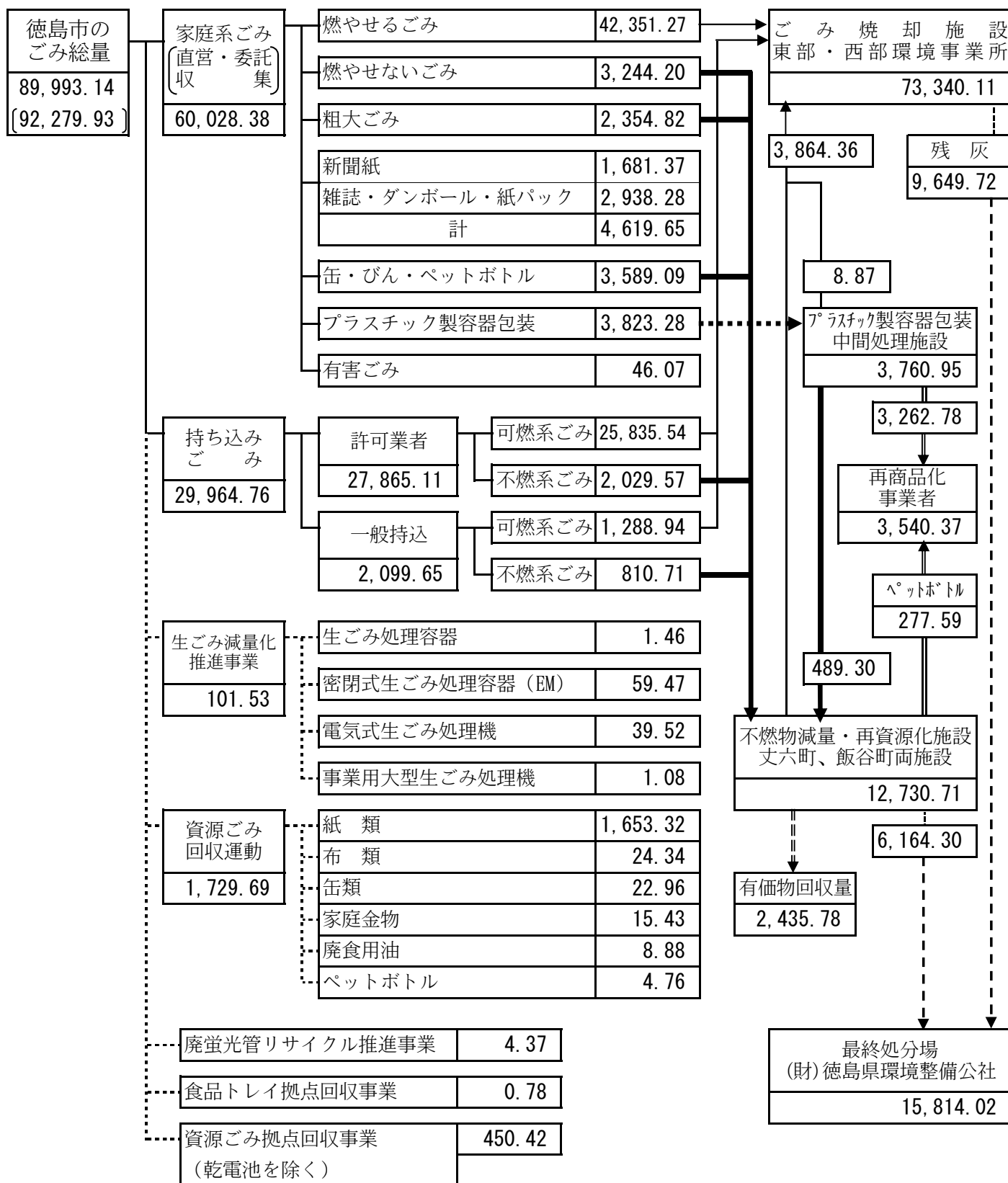
コンテナ保管庫		
---------	--	--



徳島市のごみ処理状況(令和3年度)

令和4年4月1日 作成

(単位：t)



(4) ごみの減量化と再資源化への取り組み

生活環境や自然環境を保全するためには、ごみの発生を抑制・コントロールするとともに、適正に分別し、減量化・再資源化を図る必要がある。

平成8年には、容器包装リサイクル法に基づき分別収集計画を策定し、平成11年4月から市内全域で資源ごみの分別収集を開始した。

平成16年10月には、容器包装リサイクル法の対象品目であるプラスチック製の容器や包装物を再資源化するために分別収集を開始し、8分別となっている。

平成26年度には、資源ごみの排出の利便性を向上させ、より一層のごみの減量・再資源化の推進を図るため、市民が気軽に資源ごみを持ち込みできる施設として、常設のエコステーションを開設、事業用大型生ごみ処理機購入費の補助や廃蛍光管の拠点回収も開始した。

また、家庭におけるごみの減量・再資源化を推進するために、資源ごみ回収団体への支援や生ごみの堆肥化を進めるとともに、容器包装リサイクル法の対象品目である食品トレイの回収拠点を設置し、プラスチック製容器包装と並行しながらリサイクルを推進している。

そのほか、使用済み家庭用インクカートリッジの拠点回収事業や廃食用油の回収も実施している。

平成29年6月には、「徳島市一般廃棄物処理基本計画」の改定を行い、今後の減量・再資源化に係る基本方針を定めた。

なお、現在は具体的な施策として、以下の取り組みを行っている。

- ア 生ごみ減量対策事業
 - 生ごみ処理容器購入補助（昭和61年～）
 - 密閉式生ごみ処理容器交付及び講習会支援（平成7年～）
 - ぼかしづくり団体支援（平成9年～）
 - 電気式生ごみ処理機購入補助（平成13年度～）
 - 生ごみ処理容器（キエーロ）購入補助（令和4年～）

- イ 資源ごみ回収運動（昭和53年～）

- ウ 資源ごみ拠点回収
 - 食品トレイ回収モデル事業（平成14年3月～）
 - 使用済み乾電池回収
 - 使用済み家庭用インクカートリッジ拠点回収（平成24年11月～）
 - 廃蛍光管リサイクル推進事業（平成26年7月～）
 - 徳島市エコステーションの開設（平成27年3月～）

- エ ごみ減量啓発、広報活動の展開
 - (a) ちりも積もれば・・・ごみ減量徳島市民大作戦
 - (b) 市のマスコットキャラクター「ごみゼロん！」
 - (c) その他の取り組み
 - ごみ処理施設見学会の開催
 - ごみ減量・啓発パンフレットの作成、配布
 - 分別説明会の開催
 - 事業所との懇談会の開催
 - 夏休み子どもごみスクールの開催
 - 小学校社会科副読本「ごみのおはなし」作成
 - 分別説明会、出前ごみスクール
 - 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」配信

- オ エコショップの推進

◇ 生ごみ減量対策事業の実績と概要

* 生ごみ処理容器助成基数

年 度	平成 2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3
基 数	16	21	12	16	10	9	10	—	—	—
減量効果 (推計:t)	5	6	4	4	4	4	4	3	2	1

※ 平成 3 0 年度で廃止

* 密閉式生ごみ処理容器交付数

年 度	平成 2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3
基 数	380	230	260	265	200	243	146	113	287	172
減量効果 (推計:t)	75	86	61	63	59	79	72	65	54	59

* 電気式生ごみ処理機助成基数

年 度	平成 2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3
基 数	83	76	67	63	53	72	65	50	72	77
減量効果 (推計:t)	64	66	34	36	32	42	40	39	34	39

* 事業用大型生ごみ処理機助成基数

年 度	平成 2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和元	2	3
基 数	—	—	2	0	0	0	0	—	—	—
減量効果 (推計:t)	—	—	2	2	2	2	2	2	1	1

※平成 2 6 年度から開始、平成 3 0 年度で廃止。

* 生ごみ減量対策事業の概要

	対象者	交付額 等
生ごみ処理容器 購入補助 (H30年度で廃止)	本市に住所を有し、本市が指定した生ごみ処理 容器を購入して設置する者	3,000円/基 (1世帯につき2基まで)
密閉式生ごみ処理 容器交付	本市に住所を有し、積極的に生ごみを堆肥化し 減量化に努める意思がある者	上限200基、無料 (1世帯につき1基まで)
講習会支援	密閉容器での生ごみ処理等について地域で講習 会を開催する場合に支援を受けようとする団体	
ぼかしづくり団 体支援	ボランティアでぼかしを作り、希望市民に提供 しようとする団体	
電気式生ごみ処 理機購入補助	以下の条件を全て満たす者 ● 市内に住所を有し、かつ、居住していること ● 自己の責任において、処理機の適切な管理が できること ● 処理機の利用によってできる堆肥等の自家 処理に努めること	処理機の本体購入価格の1/2 ※購入価格は、消費税及び地方 消費税額を含む ※上限額は、2万円/基 ※1世帯につき1基まで
事業用 大型生ごみ処理 機購入補助 (※H30年度で 廃止)	以下の条件を全て満たす者 ● 市内に事業所等を有する事業者であること ● 市内の事業所等から排出される生ごみを自ら処 理するため、新品の生ごみ処理機を購入又はリ ース契約により、当該事業所等に設置するもの であること ● 市税を滞納していないこと ● 事業を営む個人にあっては、市内に市民登録が あり、かつ、居住していること ● 本市のごみの減量化施策に適合していること	生ごみ処理機購入の場合 本体購入価格と 設置費用の合計額の1/2 ※合計額は、消費税及び地方 消費税額を含む ※上限額は、50万円/基 リース契約の場合 当該年度リース料の1/2 ※上限額は、40万円/年 ※5年間に限る
生ごみ処理容器 (キエーロ)購 入補助	以下の条件を全て満たす者 ● 市内に住所を有し、かつ、居住していること ● 自己の責任において、処理機の適切な管理が できること	処理機の本体購入価格の1/2 ※購入価格は、消費税及び地方 消費税額を含む ※上限額は、6千円/台 ※1世帯につき1台まで

◇ 資源ごみ回収運動

石油危機を契機として「有限資源」の観念が強まり、本市ではリサイクル運動の一つとして昭和53年度から「資源ごみ回収運動」を実施してきた。

この回収運動は、市へ登録した衛生組合、町内会、子ども会などの団体が古紙、缶類、衣類、廃食用油等を回収業者へ売却したときに、各団体に対して回収量に応じ、売却代金とは別に、本市が奨励金を支払うものである。

奨励金を支払うことにより古紙市場等の変動にかかわらずこの運動が継続され、リサイクルに関する意識の向上とごみの減量化が図られており、また、地域の住民が協力して回収に取り組むことにより、住民の連帯感の高揚や地域活動の活発化にも役割を果たしている。

なお、平成19年4月から廃食用油を回収品目に加えている。

資源ごみ回収運動実施登録団体数

(令和4年4月1日現在)

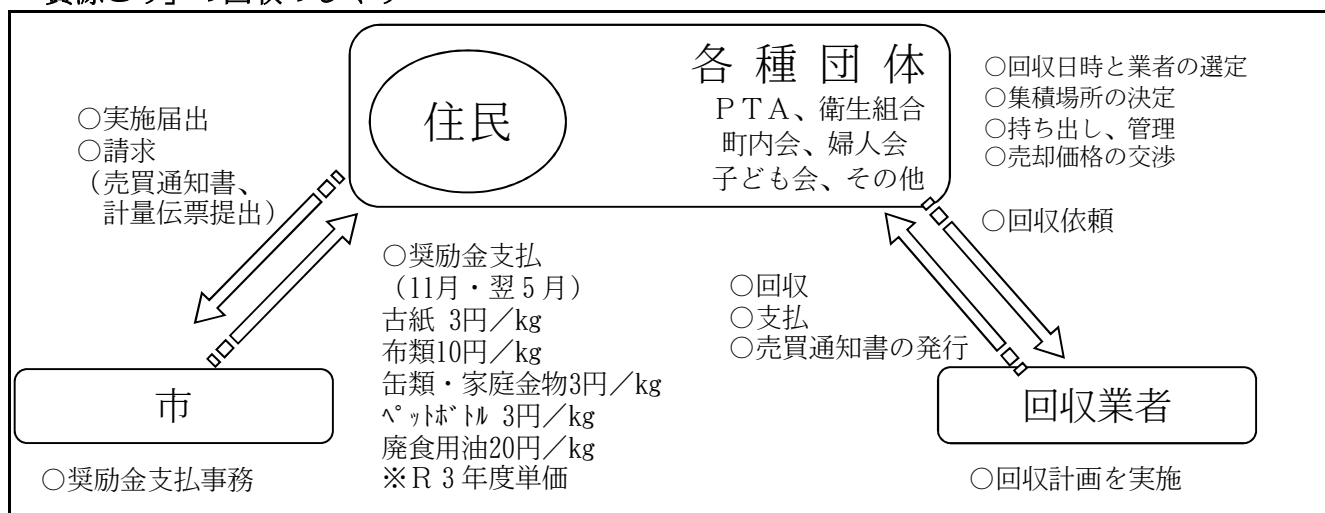
団体種別	町内会 自治会	衛生組合	子ども会 ・親子会	P T A	青年会 婦人会 老人会	その他	計
登録団体数	88	24	70	67	24	95	368

資源ごみ回収実績

(単位：t)

年度 項目	平成28	29	30	令和元年度から 項目変更	令和元	2	3
紙類	3,416.45	3,261.83	2,996.43		2,494.04	1,729.90	1,653.32
金属類	155.06	130.88	96.26	缶類 家庭金物	54.44 19.43	24.97 15.42	22.96 15.43
布類	63.90	59.66	54.24		51.24	25.08	24.34
びん類	0.00	0.00	0.00				
廃食用油	16.25	14.35	13.18		10.99	8.95	8.88
ペットボトル	35.40	28.64	24.04		21.99	4.51	4.76
計	3,687.06	3,495.36	3,184.15		2,652.13	1,808.83	1,729.69
交付金額(円)	19,162,300	18,059,900	16,483,900		8,473,900	5,729,400	5,486,600

「資源ごみ」の回収のしくみ



◇資源ごみ拠点回収

食品トレイ拠点回収実績表

※設置箇所 79箇所

年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3
回収量(kg)	379.21	345.28	339.84	352.99	348.19	782.72	779.84

廃蛍光管回収実績表

※平成26年7月から開始 設置箇所 38箇所

年度	平成27	28	29	30	令和元	2	3
回収量(t)	2.31	2.22	3.00	3.57	3.54	4.13	4.37

◇ 徳島市エコステーション

徳島市では、多様な資源物の回収ルートを確保するとともに、市民の利便性向上を図るため、常設の資源物回収施設として、平成27年3月城東町二丁目に「徳島市エコステーション」を開設した。

この施設では、徳島市民が、いつでも気軽にアルミ缶やスチール缶、古紙など21品目の資源物等を持ち込むことができる。回収した資源物等は、すべてリサイクル処理をするため、ごみの減量とリサイクル率の向上が見込まれる。

1月1日～3日を除く毎日開設し、開設時間は平日は10時から19時まで、土・日・祝日は10時から17時までで、係員1名以上が常駐している。

*エコステーション回収実績 (単位: kg)

年度 品目	平成30	令和元	2	3
アルミ缶	1,602.0	2,038.0	2,698.0	2,869.0
スチール缶	935.0	1,143.0	1,299.0	1,233.0
無色びん	4,027.0	4,751.0	5,544.0	5,887.0
茶色びん	2,884.0	3,627.0	4,542.0	4,694.0
その他のびん	1,960.0	2,619.0	3,430.0	4,109.0
ペットボトル	3,751.0	4,545.0	6,019.0	6,876.0
新聞紙	49,504.0	57,029.0	63,547.0	70,168.0
雑誌	86,936.0	104,119.0	120,173.0	114,828.0
段ボール	52,607.0	62,927.0	93,682.0	99,999.0
紙パック	1,065.0	1,262.0	1,892.0	2,028.0
雑がみ	35,518.0	42,783.0	48,705.0	47,620.0
食品トレイ	260.0	387.0	528.0	598.0
プラスチック	7,705.0	10,095.0	11,467.0	14,498.0
古布	50,097.0	61,766.0	63,117.0	68,454.0
カートリッジ	101.0	106.0	98.0	123.0
乾電池	3,438.0	4,459.0	5,045.0	6,125.0
蛍光管	1,167.0	1,212.0	1,261.0	1,286.0
食用油	3,029.0	4,092.0	4,787.0	4,409.0
羽毛布団	—	239.0	673.0	424.0
小形充電式電池	—	59.0	226.0	263.0
携帯電話	—	18.0	34.0	57.0
合計	306,586.0	369,276.0	438,767.0	456,548.0

※臨時エコステ分 4,243.1kg

*エコステーション利用人数 (単位: 人)

年度 地区	平成30	令和元	2	3
内町	771	1,027	1,216	1,429
新町	101	144	216	258
西富田	122	104	152	208
東富田	292	528	710	961
昭和	990	1,611	2,162	2,376
渭東	7,113	9,051	12,607	14,245
渭北	3,170	4,418	5,529	6,025
佐古	711	1,152	1,310	1,560
沖洲	5,942	8,041	10,718	11,837
津田	1,267	1,937	2,425	2,864
加茂名	934	1,451	2,231	2,617
加茂	1,654	2,615	3,402	3,892
八万	1,422	2,357	2,882	3,479
勝占	935	1,619	2,188	2,611
多家良	266	363	415	508
不動	43	101	116	109
入田	11	16	28	46
上八万	297	609	812	1,095
川内	2,734	4,237	5,247	5,714
応神	67	169	243	285
国府	330	528	708	711
南井上	77	175	279	419
北井上	28	39	57	52
合計	29,277	42,292	55,653	63,301

※臨時エコステ分 408人

※令和元年度実績は、令和2年2月26日から3月10日まで開催された臨時エコステーション分を含む。

(5) 不法投棄及び廃棄物の野外焼却の禁止

◇ 不法投棄の禁止

本市域内におけるごみの不法投棄は、特に河川敷、堤防、山間部に多くみられ、また、ごみの集積場への早出しや後出し及び事業系ごみの排出なども多い。その種類も建築廃材や農業用ビニールなどの産業廃棄物に加え、自転車、家電製品などの一般廃棄物など多種多様であり、また家電リサイクル法の施行により、あからさまな廃家電の投棄も目立つようになってきた。

本市では、次のような対策を講じているが、不法投棄はあとをたたく十分な成果をあげるまでには至っていない。

- 1) 不法投棄パトロールの実施
- 2) 不法投棄防止看板の設置
- 3) ごみの減量化推進員による不法投棄の通報
- 4) 地域住民による投棄物の撤去作業協力
- 5) 不法投棄監視カメラの設置

◇ 廃棄物の野外焼却の禁止

平成13年4月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が一部改正され、廃棄物（ごみ）を野外焼却することが一部の例外を除いて禁止となっている。本市では特に郊外での焼却の苦情が多く、落ち葉や剪定木、紙ごみなどを焼却しているケースが多く、市民などからの通報や苦情があれば現場確認をし、焼却を止めるよう指導したうえで、市で収集を行っているものについては収集日に適正に排出してもらうよう促している。

* 不法投棄・集積場への不適正排出・焼却苦情の実績集計表

(単位：件)

項目	年度	平成29	30	令和元	2	3
不法投棄		222	211	146	98	58
集積場所への不適正排出		35	36	14	21	5
焼却苦情		34	15	25	30	26

* 不法投棄による家電4品目処理の実績報告書

(単位：件)

項目	年度	平成29	30	令和元	2	3
テレビ		53	53	41	37	23
エアコン		0	3	4	2	0
冷蔵庫・冷凍庫		21	18	20	18	6
洗濯機・衣類乾燥機		12	12	13	11	6

◇ 一般廃棄物（ごみ）許可業者一覧

令和4年4月1日現在

(50音順)

業 者 名	許可区分	従業員数 (人)	車両台数 (台)	備 考
アットワンス(株)	収集・運搬	5	4	徳島市全域
(株)三幸クリーンサービスセンター	収集・運搬	18	14	徳島市全域
太 陽 清 掃	収集・運搬	4	5	徳島市全域
(有) 堤 商 店	収集・運搬	7	6	徳島市全域
(有) 南 海 ク リ ー ン	収集・運搬	4	4	徳島市全域
林クリーン・サービス(株)	収集・運搬	4	3	徳島市全域
(株) 毎 日 ク リ ー ン	収集・運搬	6	9	徳島市全域
(有) み ど り 清 掃	収集・運搬	22	10	徳島市全域
宮 田 ク リ ー ン	収集・運搬	3	2	徳島市全域
(有) 山 岡 清 掃 社	収集・運搬	13	11	徳島市全域
(株) ヤ ン グ ク リ ー ン	収集・運搬	62	17	徳島市全域
ワコウクリーンサービス(株)	収集・運搬	13	9	徳島市全域
サ カ エ 清 掃	収集・運搬	4	3	限定区域
(有)徳島清掃管理センター	収集・運搬	3	3	限定区域
計		168	100	

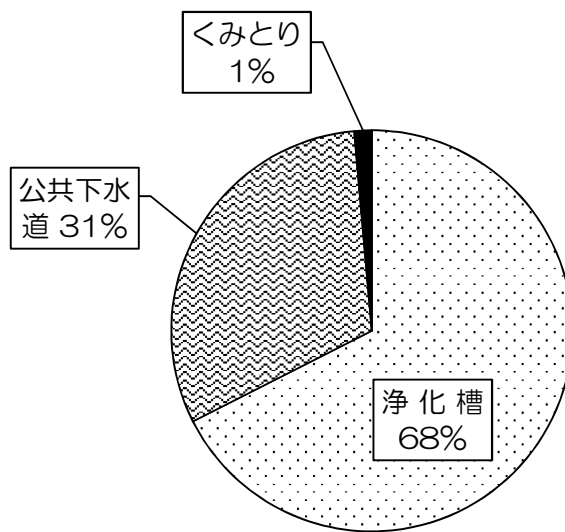
4 し尿処理事業

(1) 概 説

本市のし尿収集は、許可業者(地区別担当制、10業者)が行っており、収集したし尿は、し尿処理施設で処理している。

なお、し尿のくみとり料金については、一般家庭の場合は人頭制、事業所・アパートなどの場合は従量制を採用し、原則、毎月1回の定期収集で、料金はその都度業者に支払われる。

◇ し尿処理方法別の人口比



令和4年4月1日現在

◇ し尿くみとり料金

令和元年10月1日改定

人 頭 制	基 本 料 金	298円(1人1ヶ月)	
	回 数 料 金	普通便槽	265円
		無臭便槽	779円
従 量 制	18リットルまでごとにつき	170円	

(2) し尿の収集・運搬

◇ し尿収集量の推移

(単位：kℓ)

項目		年度							
		平成26	27	28	29	30	令和元	2	3
直 営		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
許 可 業 者	生し尿	4,373.7	4,059.9	4,277.5	4,087.5	4,010.0	3,963.7	3,954.1	2,657.2
	浄化槽汚泥	65,955.4	67,577.1	68,119.1	68,332.4	68,951.3	70,674.0	72,662.2	74,404.1
	小計	70,329.1	71,637.0	72,396.6	72,419.9	72,961.3	74,637.7	76,616.3	77,061.3
そ の 他	生し尿	—	—	—	—	—	—	—	—
	浄化槽汚泥	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合 計		70,329.1	71,637.0	72,396.6	72,419.9	72,961.3	74,637.7	76,616.3	77,061.3

◇ 一般廃棄物（し尿）処理業・浄化槽清掃業許可業者一覧

令和4年4月1日 現在

(50音順)

業 者 名	許 可 区 分	従業員数 (人)	車両台数 (台)	備 考
(有) ア ク ア	収集・運搬、清掃	9	4	限定区域
(有) 井内開発	収集・運搬、清掃	12	5	同上
斎藤産業(株)	収集・運搬、清掃	28	5	同上
城南清掃(有)	収集・運搬、清掃	8	5	同上
(有) た い ち	収集・運搬、清掃	15	6	同上
(有) 大 徳	収集・運搬、清掃	6	4	同上
(有) 徳島衛生社	収集・運搬、清掃	13	6	同上
(有) 光エンテックス	収集・運搬、清掃	48	4	同上
(有) 山岡清掃社	収集・運搬、清掃	13	5	同上
(有) 山口清掃店	収集・運搬、清掃	11	4	同上
(株)三幸クリーンサービスセンター	清 掃	6	-	徳島市全域
(協)徳島県浄化槽管理センター	清 掃	13	-	同上
計		182	48	

(注) 収集運搬：し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者、清掃：浄化槽清掃許可業者

(3) し尿の処理・処分

収集されたし尿は、浄水苑第一工場〔希釈曝気・活性汚泥法処理方式、処理能力120 kl/日：昭和53年3月完成〕と浄水苑第二工場〔標準脱窒素処理方式、処理能力150 kl/日〕の2施設で衛生的に処理している。

昭和56年7月には、処理水質の向上を図るため、し尿高度処理施設〔凝集沈殿法、処理能力5,400 m³/日〕を建設し、また、浄水苑第二工場の旧施設が老朽化したため、この跡地に4ヵ年継続事業で改築し、昭和59年3月末に完成した。

◇ し尿搬入量の推移

(単位：kl)

年度 \ 区分	直 営	業 者	そ の 他	合 計
平成19	0.0	68,446.3	0.0	68,446.3
20	0.0	68,412.5	0.0	68,412.5
21	0.0	67,493.4	12.5	67,505.9
22	0.0	67,353.4	0.0	67,353.4
23	0.0	68,017.1	0.0	68,017.1
24	0.0	68,533.4	0.0	68,533.4
25	0.0	69,829.4	0.0	69,829.4
26	0.0	70,329.1	0.0	70,329.1
27	0.0	71,637.0	0.0	71,637.0
28	0.0	72,396.6	0.0	72,396.6
29	0.0	72,419.9	0.0	72,419.9
30	0.0	72,961.3	0.0	72,961.3
令和元	0.0	74,637.7	0.0	74,637.7
2	0.0	76,616.3	0.0	76,616.3
3	0.0	77,061.3	0.0	77,061.3

(注) 平成21年度のその他は持込分

◇ 令和3年度 し尿処理場薬品使用状況

薬品名	使用量
硫酸	470 ℓ
苛性ソーダ	6,245 kg
高分子凝集剤	8,160 kg
次亜塩素酸ソーダ	20,810 ℓ
メタノール	0 ℓ
硫酸バンド	71,440 ℓ
活性炭	新炭 2.6 m ³
	再生炭 25.8 m ³
塩酸	0 kg

◇ し尿処理量の推移

(単位: kℓ)

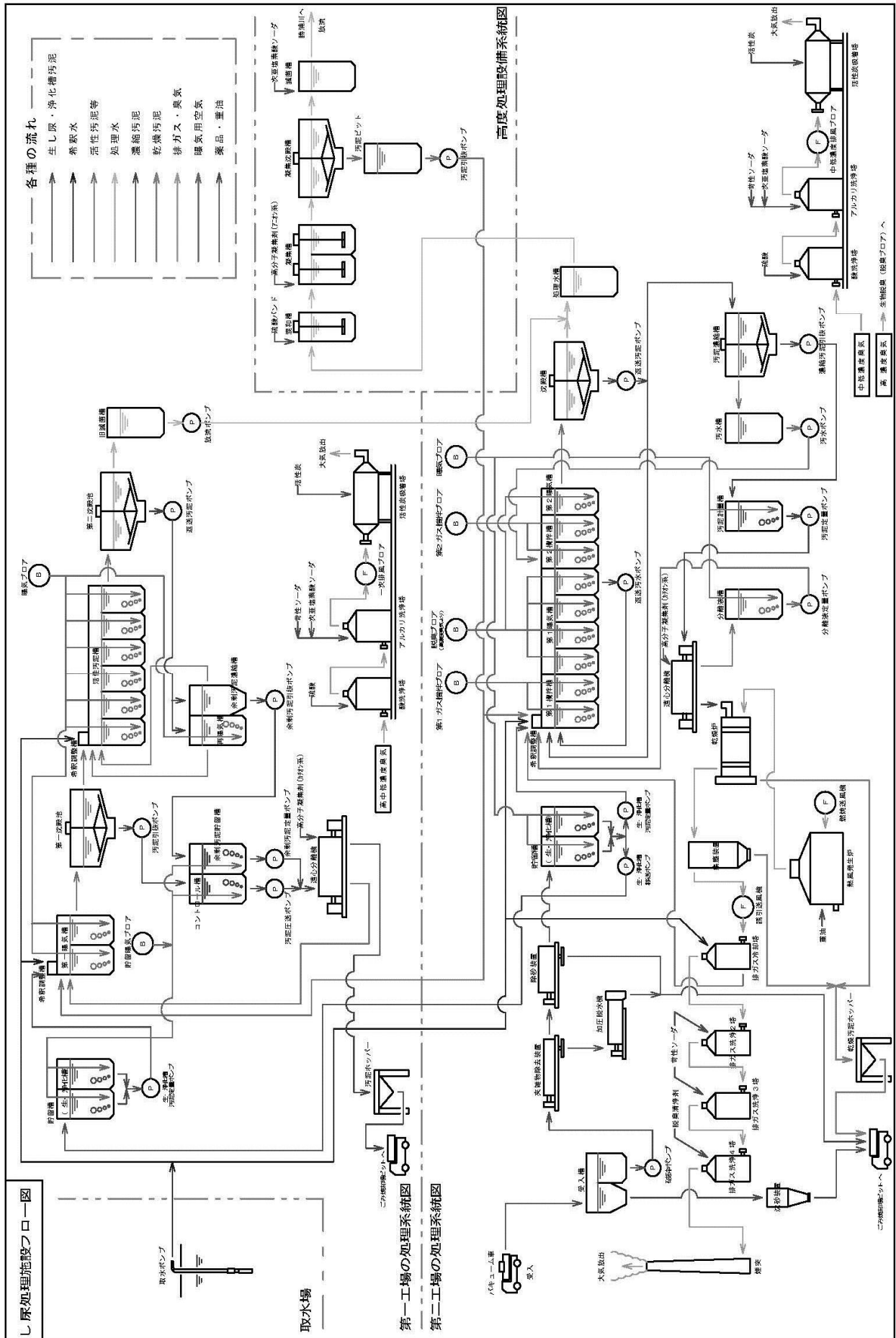
年度 \ 区分	第一工場	第二工場	計
平成21	26,351.9	41,154.0	67,505.9
22	26,801.6	40,551.8	67,353.4
23	28,094.6	39,922.5	68,017.1
24	29,211.2	39,322.2	68,533.4
25	30,123.4	39,706.0	69,829.4
26	31,001.3	39,327.8	70,329.1
27	31,547.6	40,089.4	71,637.0
28	30,521.0	41,875.6	72,396.6
29	29,637.7	42,782.2	72,419.9
30	29,050.5	43,910.8	72,961.3
令和元	31,019.2	43,618.5	74,637.7
2	33,128.7	43,487.6	76,616.3
3	33,499.9	43,561.4	77,061.3

◇ 令和3年度 し尿処理場稼働状況

区分 月	搬入日数	搬入量			維持状況	
		許可業者		持ち込み	電力使用量 (kWh)	重油使用量 (ℓ)
		し尿 (kℓ)	浄化槽汚泥 (kℓ)	浄化槽汚泥 (kℓ)		
4月	21	332.04	6,508.68	0.00	257,968	22,154.4
5月	18	177.91	5,673.55	0.00	242,445	18,785.4
6月	22	263.09	7,031.83	0.00	274,124	20,182.0
7月	20	223.26	6,130.34	0.00	265,657	22,080.7
8月	21	205.99	5,913.42	0.00	250,225	20,714.5
9月	20	211.46	5,719.39	0.00	244,100	18,728.4
10月	21	182.32	6,314.60	0.00	249,217	15,896.1
11月	20	221.19	6,115.84	0.00	255,298	20,482.7
12月	21	249.81	6,840.60	0.00	263,481	20,046.3
1月	19	206.84	5,430.22	0.00	240,597	17,569.1
2月	18	186.06	5,484.06	0.00	227,685	15,924.6
3月	22	197.24	7,241.52	0.00	264,569	21,171.2
計	243	2,657.21	74,404.05	0.00	3,035,366	233,735.4

◇ 令和3年度 放流水水質（平均値）

項目 月	pH	浮遊物質 SS(mg/ℓ)	生物化学的 酸素要求量 BOD(mg/ℓ)	化学的 酸素要求量 COD(mg/ℓ)	全リン T-P(mg/ℓ)	全窒素 T-N(mg/ℓ)	大腸菌群数 (個/cm ³)
4月	6.96	3.3	<0.5	4.7	0.12	6.8	130
5月	6.89	2.9	<0.5	4.4	0.08	6.9	36
6月	6.92	2.1	<0.5	4.1	0.11	6.5	55
7月	6.85	1.7	<0.5	4.1	0.12	8.1	38
8月	6.86	3.0	<0.5	4.1	0.08	10.1	42
9月	6.83	2.2	<0.5	4.0	0.09	10.1	92
10月	6.91	2.5	<0.5	4.2	0.07	9.8	6
11月	6.92	3.4	<0.5	4.1	0.03	7.5	5
12月	6.97	4.1	<0.5	4.9	0.07	6.7	22
1月	6.89	4.4	<0.5	4.4	0.09	10.0	23
2月	6.96	2.9	<0.5	4.4	0.07	9.4	1
3月	6.89	3.4	<0.5	5.3	0.09	7.0	15
年度平均	6.90	3.0	<0.5	4.4	0.08	8.2	39
排水 基準	5.8~8.6	200 (日平均150)	40 (日平均30)	—	16 (日平均8)	120 (日平均60)	日平均 3,000



5 環 境 衛 生 事 業

(1) 予算・決算

◇ 令和4年度 衛生関係事業当初予算

<歳入>

(単位：千円)

費目		金額	説明
款	節		
使用料及び手数料	保健衛生手数料	22	消毒手数料
		7,293	狂犬病予防対策手数料
県支出金	保健衛生費県補助金	117	犬の飼育者表示標識交付事務費県補助金
		414	犬猫不妊去勢手術推進事業費県補助金
財産収入	利子及び配当金	1	墓地管理基金利子
計		7,847	

※水道関係補助金を除く。

<歳出>

(単位：千円)

費目		金額	説明
款・項	目		
衛生費・保健衛生費	環境衛生費	29,121	会計年度任用職員給与等
			衛生害虫駆除費
			徳島アルゼンチンアリ対策協議会負担金
			狂犬病予防対策費
			犬猫不妊去勢手術推進事業費
			環境衛生組合助成事業費
			墓地管理費

※正規職員人件費、環境衛生費内の他会計への繰出金及び水道関係補助金等は除く。

◇ 令和3年度 衛生関係事業決算状況

<歳入>

(単位：千円)

区分	合計	特定財源				
		使用料及び手数料	国庫支出金	県支出金	地方債	その他
衛生費	9,291	7,981		454		856

※水道関係補助金を除く。

<歳出>

(単位：千円)

費目		金額
項	目	
保健衛生費	環境衛生費	27,681

※正規職員人件費、環境衛生費内の他会計への繰出金及び水道関係補助金等は除く。

(2) 衛生害虫駆除

蚊のいない清潔で快適な生活環境をつくるため、計画的に下水道、側溝等の害虫駆除を行っている。
夏期には、ボウフラ駆除のため、発生源となっている大溝等の駆除を重点的に行い、冬期には、夏期の駆除対策の参考とするため、綿密な調査をしている。

◇ 駆除用機器保有状況

(令和4年3月31日現在)

名 称	台 数	備 考
動力噴霧器	2	軽自動車搭載用
動力二兼機	2	油剤噴霧用
肩掛噴霧器	5	
エレクトリックミスター	1	

◇ 薬剤散布・配布の状況

年 度		平成 1 8	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
油 剤 (ℓ)	直営散布	0	0	0	0	0	0	0	0
乳 剤 (ℓ)	直営散布	448	492	404	402	480	679	635	569
防疫用殺虫剤 (ℓ)	直営散布	486	483	547	482	525	503	515	11
	委託散布	—	—	—	—	—	—	—	429
不快害虫用殺虫剤 (ℓ)	衛生組合散布	346	328	295	246	253	243	236	241
ねずみ駆除薬 (袋)	衛生組合散布	19,724	17,609	15,128	14,948	11,992	14,050	12,886	12,404
クレゾール 100ml (本)	水害時散布	0	0	0	943	0	0	0	0

年 度		平成 2 6	2 7	2 8	2 9	3 0	令和 元	2	3
油 剤 (ℓ)	直営散布	0	0	0	0	0	10	0	0
乳 剤 (ℓ)	直営散布	403	467	258	270	305	214	222	202
防疫用殺虫剤 (ℓ)	直営散布	0	0	3	28	19.8	12.8	13.8	23.1
	委託散布 (メトプレン剤)	421	382	419	414	405	163	162	122
	委託散布 (スミラブ発泡錠/箱)	—	—	—	—	—	232	220	228
不快害虫用殺虫剤 (ℓ)	衛生組合散布	227	236	241	229	222	—	—	—
ねずみ駆除薬 (袋)	衛生組合散布	13,613	12,678	10,354	10,404	8,494	—	—	—
クレゾール 100ml (本)	水害時散布	449	0	267	0	0	—	—	—
塩化ベンザルコニウム 500ml (本)	水害時散布	—	—	—	—	—	0	0	0

※ スミラブ発泡錠 1箱100錠入

(3) 狂犬病予防対策（野犬対策）

狂犬病予防法に基づき、犬の登録、予防注射を実施している。

野犬対策として、野犬害に対する市民の要望に応じ、県動物愛護管理センターにより、地元から依頼のあった地区で掃討している。

平成29年度からは地域における飼い主のいない猫の減少を図るため不妊・去勢手術費用の助成を開始している。

◇ 犬の登録・予防注射実施状況 (単位：頭)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3
登録頭数	815	860	887	1,012	1,047	1,000	1,083	1,180
予防注射頭数	6,872	6,946	6,903	6,937	7,198	7,265	7,488	7,870

◇ 令和3年度 狂犬病予防業務実績 (単位：頭)

原簿記載 頭数	登録申請数	登録原簿送付 に係る件数		死亡届件数	放棄犬件数	狂犬病予防注射 件数	
		転入	転出			集合	個別
10,960	1,180	176	223	757	23	1,554	6,316

◇ 犬の捕獲、持込、返還、譲渡、処分状況 (単位：頭)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3
捕獲頭数	124	95	66	66	85	52	49	30
引取り頭数	56	94	60	56	64	59	34	38
返還頭数	52	49	51	60	44	31	38	31
譲渡頭数	31	35	39	19	30	26	18	26
処分頭数	97	56	43	42	76	37	31	10

資料提供：徳島県動物愛護管理センター

◇ 猫の持込、譲渡、処分状況 (単位：頭)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3
引取り頭数	148	204	77	70	69	121	128	37
返還頭数	-	-	-	-	1	2	4	2
譲渡頭数	18	54	39	13	13	43	63	17
処分頭数	127	170	43	57	54	60	61	18

資料提供：徳島県動物愛護管理センター

捕獲、持込、譲渡、処分は年度が異なることがあるので、一致しない。

◇ 犬猫不妊・去勢手術実施状況

(1) 徳島市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成事業

(単位：頭)

年度	区分	補助枠	応募頭数	実績		
				不妊	去勢	計
令和元		30	35	24	10	34
2		80	116	46	17	63
3		80	125	41	45	86

※令和3年度の申請頭数は、予算内で補助

補助開始 平成29年度

補助上限額 平成29年度～30年度 1頭につき 5,000円

令和元年度から 1頭につき 10,000円

令和3年度の補助枠については、80頭を予定していたが、手術費用の額が助成金額の上限を下回る申請が複数あった。

そのため、予算の範囲内で対応可能な頭数を追加で受け付けた。

(2) 徳島市犬猫不妊・去勢手術推進事業

(単位：頭)

年度	区分	補助枠	応募頭数	実績				
				犬		猫		計
				不妊	去勢	不妊	去勢	
平成29		200	271	37	20	83	60	200
30		200	283	26	21	93	60	200
令和元		100	251	19	19	38	24	100

補助開始 平成4年度

補助額 1頭につき 5,000円

補助枠 100頭(令和元年度から)

補助枠経過 平成8～17年度 300頭

平成18～21年度 100頭

平成22～30年度 200頭

事業廃止 令和元年度末(R2.3.31)

(4) 空き地に放置された雑草の除去

空き地に雑草が生い茂り放置されることにより、害虫の生息地となるなど清潔な生活環境が阻害される一因となっているため、本市では、いわゆる草刈り条例を昭和51年3月に制定し、雑草除去の指導にあたっている。

◇ 雑草処理状況

区分 \ 年度	平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
刈り取り指導数 (件)	248	193	203	276	190	164	149	144	200

(5) 環境衛生組合

◇ 衛生組合の沿革

当初は、環境衛生の向上を図る目的で、昭和32年に常三島衛生組合が発足し、翌33年に65組合の設立をみたので、組合間の連絡調整及び共同活動を容易にするため、単位組合を統括する徳島市衛生組合連合会(65組合)が結成された。

令和4年3月末現在、867組合(40,361世帯)の加入となっている。

一方、全市における加入率は、33.6%となっている。

近年衛生組合活動は、下水排水路等の都市整備に伴い、環境衛生活動から地球環境保護へと移行してきている。

また、平成12年度からは、家電リサイクル法の施行などにより近年増加している不法投棄対策や下水道普及の立ち遅れから家庭でできる河川浄化対策の2つのテーマについて、特別委員会を設置して地域ぐるみで対応に取り組んでいる。

平成15年度には、要綱を設けて、新たに総務企画部会、環境保健部会、広報部会の専門3部会を設置し、多角的な啓発活動を推進するとともに、同連合会の名称を「徳島市環境衛生組合連合会」と変更した。

◇ 令和3年度 環境衛生組合の活動状況

ア 美しい町づくりの推進

- 一斉清掃の実施 5月9日(日)・23日(日) ※新型コロナウイルス感染症予防のため中止
- 地域清掃の実施 ※令和元年度末で事業廃止

イ 健康づくり運動の推進

- とくしまマラソン開催前清掃 ※とくしまマラソン中止に伴う中止
令和4年3月20日(日) (例年は、県・市・NPO・企業との協働開催)

ウ 組織の強化と運動の推進

- 支部活動の推進 … 支部活動の活性化を図る目的で、地域活動の実施経費補助を実施
沖洲、渭東、国府の計3支部から申請
- 廃食用油の集団回収
支部単位 … 通町2丁目、新町、西富田、津田、上八万、入田、勝占、応神、国府、南井上の計10支部
組合単位 … (通町)、佐古(椎宮)、多家良(丈六団地)、加茂名(明神町内会)の計4組合
- かんきょう美化大作戦(ごみゼロ阿波踊り大作戦) ※屋外施設での阿波踊り中止に伴う中止
新町、西富田、昭和、渭東、渭北、佐古、沖洲、勝占、入田、不動、応神、国府、南井上の計13支部

エ 環境に関する意識改革・啓発運動の強化

- 循環型施設視察研修(組合長研修) ※新型コロナウイルス感染症予防のため中止
- 「環境衛生だより」の発行
令和4年3月付でNO.7077を全組合員に配布
令和4年3月付でNO.7078を全組合員に配布
- 緑のカーテンの設置 琉球朝顔を徳島市役所本館南側に設置

オ その他

- 各種会議(本部役員会、支部長会、専門部会、理事会、総会)の開催
本部役員会 計10回開催
支部長会、理事会、総会については書面審議により開催
- 組織図(令和4年3月末現在)

徳島市環境衛生組合連合会

環境衛生組合支部(21支部)

単位環境衛生組合(867組合)

一般環境衛生組合員(40,361世帯)

◇ 加入状況等

* 組合加入状況

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3
組合数(件)	973	967	921	913	906	897	879	867
加入世帯数(件)	46,818	45,600	44,511	43,802	43,220	42,409	41,327	40,361
加入率(%)	40.3	39.7	38.3	37.5	36.8	35.4	34.2	33.6

※組合数及び加入世帯は、各年度末の数値。

※加入率における徳島市全体の世帯数は、各年10月1日現在。

* 衛生組合に対する助成状況

(単位：千円)

年度 区分	平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3
駆除用薬剤等	4,281	4,208	4,288	4,195	4,252	0	0	0
噴霧器購入 (結成時)	0	0	0	0	0	0	0	0
噴霧器購入 補助(更新)	0	0	0	0	0	0	0	0
連合会 運営補助	625	625	625	625	625	594	564	535
計	4,906	4,833	4,913	4,820	4,877	594	564	535

※組合数及び加入世帯は、各年度末の数値。

※加入率における徳島市全体の世帯数は、各年10月1日現在。

◇ 肩掛噴霧器の配布等

市内の衛生組合に対して、肩掛噴霧器の配付及び補助金の交付を行っている。

ア 組合が新規結成された場合は、その世帯数に関係なく肩掛噴霧器を1台配付する。

【配布状況】

区分 \ 年度	平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
組合結成数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配布台数(台)	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 組合が肩掛噴霧器を購入した場合は、次の補助金交付基準により購入経費の一部を補助する。

【補助金交付基準】 組合の加入世帯数に応じて、補助金額を決定、交付する。

加入世帯数	対象台数	補助金額
0 ~ 100	1台	2,000円
101 ~ 200	2台	4,000円
201 ~ 300	3台	6,000円

以下、加入世帯数が100世帯増加するごとに対象台数を1台増やす。

【補助金の交付状況】

区分 \ 年度	平成 27	28	29	30	令和 元	2	3
申請組合数(件)	0	0	0	0	0	0	0
対象台数(台)	0	0	0	0	0	0	0
交付金額(円)	0	0	0	0	0	0	0

(6) 公衆浴場

◇ 公衆浴場

公衆衛生の向上を図るため、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、昭和56年度から公衆浴場設備の補修、改善等を行う者に対して、費用限度額の1/3の補助をしていた。

◇ 公衆浴場の交付件数

区分 \ 年度	平成 24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2
公衆浴場数	12	11	11	9	9	9	8	8	8
上記のうち補助件数	10	8	4	5	6	4	3	3	2

※令和2年度末(R3.3.31)で事業廃止

(7) 墓地

本市においては、寺院墓地と本市の墓地とが多数点在している。

市営墓地としては、昭和56年度に住宅地区改良事業により地域に点在する墓碑をまとめるため、不動地区において設置し、墓地管理を行っている。

◇ 市営墓地の状況

名 称	不動中須墓地
総面積	1,618.55 m ²
区画数	120区画(120区画移転済)

◇ 市有墓地の状況

総面積	88,630.36 m ²
所在箇所数	45ヶ所

◇ 墓地改葬許可数

(単位：件)

年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3
許可数	75	63	69	63	78	97	65	96	87	80	93

◇ 墓地経営等許可の状況

(単位：件)

区分 \ 年度		平成 26	27	28	29	30	令和 元	2	3
経営許可	墓地	0	1	0	0	0	0	0	0
	納骨堂	1	0	0	0	2	2	0	0
	火葬場	0	0	0	0	0	0	0	0
変更許可	墓地	0	0	0	0	0	0	1	1
	納骨堂	0	0	0	0	0	1	1	0
	火葬場	0	0	0	0	0	0	0	0

(8) 車両保有状況

令和4年4月現在

使用目的	車種・形状	排気量	登録年月日
防蚊対策用	軽貨物	660 cc	H 9. 6. 2
衛生害虫駆除用	小型(軽四輪)トラック	660 cc	H22. 11. 30
空地調査及び狂犬病予防対策用	軽貨物	660 cc	H27. 8. 3

6 清 掃 事 業 年 表

清掃事業年表

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門		
昭和 20	機械、人員とも不足のまま収集を行う。		太平洋戦争による空襲のため市街地の大半が焼失。		
昭和 21	昭和 21～23 年の収集人員は約 30 名程度であった。手曳処理を行う。				
昭和 28	復興と相まって、収集業務組織の確立をはかり、全市を週 1 回収集に改善した。 大型トラック 2 台 三輪 1 台 手曳 25 台				
昭和 29		直営車両 2 台と許可業者 2 台で収集作業を始める。		清掃条例が施行。	
昭和 31	焼却場建設用地として論田町に 7,928 坪の用地を購入。ごみ収集手数料を徴収。				
昭和 32	江口式焼却炉 37.5t/日完成。	貯留槽の建設補助金制度を設定。			
昭和 34	ごみ収集を週 1 回とし、一般家庭は 0.1 m ³ までは手数料を無料とした。	し尿収集体制の整備を図る。投棄船接岸場所を沖洲町高洲に決定。			
昭和 36	第 2 焼却炉として、三機式 40 t/日炉が完成。				
昭和 37	低湿地の埋立希望により収集の約 20%を埋立処理に回す。	海洋投棄民間委託。くみ取り料金の改正を行う。			
昭和 38	収集車両の増加と機動化を推進した。車両 10 台購入。	投棄船きよし丸就航。			
昭和 40	条例の一部改正。地区を 4 ブロックに分け、共同責任制と作業効果を図る。台風後の処理に当たり車両 10 台を借り上げる。	海洋投棄民間委託を解除、津田・中央漁業組合と契約。第 2 日吉丸購入。			
昭和 41	不法投棄防止運動の展開。 (町かどにごみを捨てない運動を起こす) ごみ容器の改良をし、ポリエチレン製容器の購入補助金を出す。 機械炉(横山-VKW回転火格子式)50t/8Hが完成。 収集合図をオルゴールに改め全車に装備。 合併により収集車 1 台を引きつぐ。				清掃事務所を清掃センターと改称、応神村を合併。
昭和 42	清掃事業安全委員を選任、同規則を定める。 容器補助金を出す。 収集車(パックマスター)1台購入。	合併に伴い許可業者を 1 業者追加。			

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 43	4ブロック制の収集を廃止、地区単位収集に切り替える。清掃モニターを委嘱。川内町に埋立用地 6,423 m ² 借り上げる。	くみ取り料金を改正。 し尿中継所にタンク 1 基を投入槽 1 基を建設。 し尿処理場の建設に着工（ジンプロ式湿式酸化法）。	
昭和 44	産業廃棄物処理について保健所、県 3 者合同会議を開く。川内町に埋設用地 13,471 m ² 借り上げる。ブルドーザー 1 台購入。（埋立作業用に使用） 新町地区（1,216 世帯）収集改善、紙袋収集に切り替えるための説明会を開く。セメント容器の回収。		
昭和 45	内町地区（2,733 世帯）収集改善。 全市 63,407 世帯について清掃事業の実態調査を行う。東西富田、昭和 3 地区（8,574 世帯）袋収集に切り替える。全市分別収集に切り替える。国県市 3 者共同にて不法投棄防止対策協議会を開く。清掃センター敷地内及び通路として使用している勝浦川右岸堤防上を完全舗装する。清掃船が就航。（中央部を流れる河川の清掃）	くみ取り料金を改正。 し尿化学処理場(サニタリープラント・150 kl/日)完成。 海洋投棄船 第 2 日吉丸 } 廃船する。 きよし丸 }	
昭和 46	渭東、渭北、佐古 3 地区（20,625 世帯）を袋収集に切り替える。 ショベルローダー 1 台購入し、清掃パトロールを行う（不法投棄場所を整地する）。一般収集（週 1 回）地区の不燃物収集を実施。	清掃実態調査に基づき、し尿くみ取り区分台帳作成。	
昭和 47	津田、八万、沖洲 3 地区（10,591 世帯）袋収集に切り替える。 渋野町埋立用地 30,488 m ² 借り上げ。 粗大ごみ破砕処理施設（50t / 5 H）完成。 粗大ごみ収集を実施。（衛生組合長の協力によりステーション方式で収集） 粗大ごみ収集用として、クレーン車（4 t 積）1 台購入。	環境整備の一環としてサニタリープラント内を植樹。 し尿浄化槽清掃業者（10 社）を許可。	廃棄物の処理及び清掃に関する条例が施行。

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 47	12月議会に於いて第2清掃工場建設について予算承認なる。 機械化連続燃焼式 90t/24H 2基	老人、生活保護世帯のし尿くみ取り料金の無料化を図る。 浸水世帯については助成金を支給。	
昭和 48	加茂、加茂名、不動、勝占の一部袋収集に切り替える。 (週2回収集の実施率83%となる) 作業能率の向上、危険防止のため、機械車(ロータリーローダ)12台購入。	集中豪雨、定期検査等による緊急対策として、し尿貯留船を購入。 くみ取り料金を改正。 くみ取り区分のステッカーを各戸に貼布。 (くみ取り台帳の作成、領収書の発行) 海洋投棄を廃止。 (沖洲し尿中継所の施設を撤去する)	
昭和 49	残灰運搬用として、8tダンプ車2台購入。 ロータリーローダ6台、プレスパック3台購入。 一般収集(週1回)地区の粗大ごみ収集を実施。	バキューム車(3.7kl)1台購入。	
昭和 50	ごみ収集料金一部値上げ。 ダンプトラック2t 1台 清掃パトロール車 1台 ロータリーローダ 3台 ブルドーザー 1台 購入。 米津埋立地利用を閉鎖。 代替埋立地として丈六埋立地を確保した。	し尿くみ取り料金を5月1日から改定。 浸水世帯のし尿処理手数料の助成に関する規則を改正し、実施要綱によりこれを定める。	
昭和 51	ダンプトラック2t 1台 ロータリーローダ 5台 購入。	12月27日浄水苑(高速酸化方式 120kl/日)の建設着工。	
昭和 52	ごみ収集料金一部値上げ。 ロータリーローダ 8台 バックマスター 3台 軽貨物(汚物収集) 1台 四輪ダンプ 1台 パトロール車 1台 ブルドーザー 1台 購入。 10月18日、全連続ストーカ式(190t/日)、建設に着工。 不燃物収集袋、全市に配布。 (1世帯当たり20枚) ドラム缶(簡易焼却用)1,800本、希望者に配布。	し尿くみ取り料金5月1日から改定。	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 52	10月7日、徳島地裁で徳島市第二焼却場（国府）建設裁判敗訴。	昭和 53 年 3 月 31 日浄水苑完成。	
昭和 53	10月18日、高松高裁に控訴。 ロータリーローダ 3 t 2 台 " 2 t 5 台 パックマスター 2 t 1 台購入。 ごみ処理業許可業者 12 業者 資源ごみ回収運動を実施。 (kg当たり 5 円を補助) 小学生向副読本(美しいまちをつくるために)を作成、市内小学校全児童に配布。		機構改革 清掃事務所を新設し、清掃総務課、業務課、施設課を置く。 徳島市における一般廃棄物処理業等の許可手続に関する規則一部改正。
昭和 54	全連続ストーカー式ごみ焼却炉(190 t/日)完成。 南昭和町大西入江 8,578 m ² を埋め立て。(11月～S55年3月) 小学生教材VTR「美しいまちをつくるために」を製作。 市内全校に配布。 ロータリーローダ 4 台 パックマスター 1 台 軽四ダンプ 2 台 2 t 積ダンプ 1 台 購入。	し尿くみ取り料金を 8 月 1 日から改定。	徳島市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正により一般廃棄物処理手数料を値上げ。 清掃に関する意識調査を実施。
昭和 55	上八万町星河内 7,216 m ² を借り上げ、残灰の埋め立てを開始。(一時中断) 不法投棄パトロールを強化。 小型ダンプ 2 台 ロータリープレス 10 台 購入。	し尿高度処理施設建設着工。	機構改革 清掃事務所を廃止。業務課、施設課を包括する清掃事業所を新設。また、清掃総務課を清掃企画課とする。
昭和 56	川内町金岡約 4,000 m ² を借り上げ、不燃ごみを埋め立てる。	し尿高度処理施設竣工。 し尿処理施設(150 kl/日)改築事業着工。	
昭和 57	方上町中須賀約 3,000 m ² を借り上げ、不燃ごみを埋め立てる。 ロータリーローダ 6 台 パックマスター 4 台 軽四トラック 1 台 普通貨物 1 台 購入。	し尿くみ取り料金を 6 月 1 日から改定。	
昭和 58	藍住町住吉約 14,000 m ² を借り上げ、不燃ごみを埋立て。 ロータリーローダ 8 台 パックマスター 1 台 小型ダンプ 1 台 小型ライトバン 1 台 購入。	昭和 59 年 3 月し尿処理施設(150 kl/日)改築工事完成。	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
昭和 59	川内町鈴江西約 6,787 m ² を借り上げ不燃ごみを埋め立て。 小型ダンプ 1台 ロータリーローダ 4台 パックマスター 3台 小型ライトバン 1台 軽ダンプ 2台 購入。	し尿くみ取り業者を1地区2業者制に定める。ごみ処分手数料をt当たり 3,000円に改定(6月1日)	機構改革 清掃企画課を清掃事業所に包括。
昭和 60	応神町西貞方約 6,433 m ² を不燃物埋立地として借り上げ。 方上町葛島約 26,000 m ² を不燃物埋立地として借り上げ。 小型ダンプ 1台 パックマスター 3台 ロータリーローダ 7台 購入。 廃乾電池を回収し、北海道のイトムカ鉱業所にて処理。		機構改革 清掃事業所を清掃事務所に変更。
昭和 61	生ごみ処理容器購入費助成(1世帯2基を限度) 11月18日第二清掃工場建物収去土地明渡等仮処分控訴事件判決(勝訴) ロータリーローダ 5台 パックマスター 3台 購入。		
昭和 62	犬、ねこ、汚物処理手数料改正。 渭東地区にて空きカン、空きビンの分別回収のモデル事業開始。 「徳島市ごみ処理基本計画」を策定。 不燃物中間処理事業(民間施設)開始。 ロータリーローダ 5台 パックマスター 2台 軽ダンプ 1台 軽貨物車 1台 購入。		
昭和 63	西須賀町葛島 38,000 m ² を可燃物、不燃物、灰の埋立地として借り上げ。 7月23日、第二清掃工場建設に着手。 (全連続ストーカー式 180t/日)		
平成元	ロータリーローダ 3台 パックマスター 2台 購入。	し尿くみ取り料金を4月1日から改定。	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成2	ロータリーローダ 6台 パックマスター 7台 大型ダンプ 1台 小型ダンプ 1台 小型ライトバン 2台 軽貨物車 2台 3年2月、第二清掃工場完成。 (ストーカ式 180t/日)		
平成3	中間処理事業開始 10月1日から市内から排出される不燃、粗大ごみ全量を実間処理する。 10月1日から沖洲環境センターへ中間処理後の残渣、焼却灰を埋立のため投入開始。 ロータリーローダ 5台 パックマスター 4台 大型ダンプ 1台 小型四輪貨物 1台 購入。	し尿くみ取り料金を6月1日から改定。	機構改革 清掃事務所を廃止。 清掃企画課、東部環境事業所西部環境事業所とする。
平成4	ロータリーローダ 2台 パックマスター 6台 小型ダンプ 2台 購入。 許可業者1業者廃業して16業者となる。 徳島市ごみ市民会議を開催し減量・再資源化施策の提言を受ける。 小学生向けアニメビデオ「ごみの国によろこそ」製作、小学校に配布。 小学生向け副読本「ごみのおはなし」を製作、市内小学校全児童に配布。		
平成5	「ごみ減量化行動計画」を策定。 ロータリーローダ 2台 パックマスター 6台 大型ダンプ 1台 小型ダンプ 1台 小型四輪貨物 2台 購入。		機構改革(7月1日) 保健予防課衛生係を吸収。 清掃企画課を改め生活環境課とする。
平成6	じん芥収集車 8台 小型ダンプ 2台 軽四輪ダンプ 2台 購入。		徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例が施行。
平成7	川内地区にて資源ごみ収集モデル事業開始。		

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成7	密閉処理による生ごみ減量対策事業開始。 フロンガス回収事業開始。 車載型回収機1台購入。 「徳島市ごみ処理基本計画」を策定。 じん芥収集車 12台 軽四輪ダンプ 2台 購入。	「徳島市し尿処理基本計画」を策定。	
平成8	資源ごみ回収モデル地区全市拡大。 じん芥収集車 11台 小型ダンプ 1台 小型四輪貨物 1台 購入。		
平成9	資源分別モデル収集実施 丈六地域 しらさぎ台団地 粗大ごみモデル収集実施 丈六地域・西富田地区 廃棄物運搬中継施設建設予算(H9, H10 継続) 議会承認。 じん芥収集車 13台購入。	し尿くみ取り料金を4月1日から改定。	
平成10	じん芥収集車 14台購入。 10月1日から粗大ごみの収集方式を専用はがき申込みによる戸別収集方式に変更。 廃棄物運搬中継施設竣工。		
平成11	4月1日から資源ごみの分別収集を全市で実施。 7分別による収集とする。 また、ごみ袋については、透明・半透明化を実施。 じん芥収集車 6台 軽四輪ダンプ 3台 購入。		
平成12	ダイオキシン対策工事着手。 じん芥収集車 12台 大型ダンプ 1台 購入。		狂犬病予防関連事務の一部権限委譲に伴う徳島市手数料条例の改正及び徳島市狂犬病予防法施行細則の施行。 徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例の公布。
平成13	6月から電気式生ごみ処理機購入費補助事業開始。 じん芥収集車 8台 購入。 家電リサイクル法の施行に伴い、対象品目の収集を中止。 「徳島市ごみ処理基本計画」を策定。 平成14年3月から食品トレイ回収モデル事業実施。	「徳島市生活排水処理基本計画」を策定	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成 14	ダイオキシン対策工事終了。 じん芥収集車 10台 大型ダンプ 2台 軽四輪ダンプ 3台 購入。	バキューム車 1台 購入。	機構改革 環境施設整備室設置。 徳島市ポイ捨て及び犬の ふん害の防止に関する条 例の施行。
平成 15	5月から食品トレイ回収事業 本格実施。 7月1日からごみ処理手数料 引き上げ。 回収するメーカーが存在する パソコンの回収、再資源化開 始。 じん芥収集車 11台 クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 1台 購入。		
平成 16	10月1日からプラスチック製 容器包装の分別収集を実施 し、8分別による収集とする。 じん芥収集車 8台 クローズドコンテナ 1台 深ボデーダンプ 1台 購入。		
平成 17	じん芥収集車 12台 クローズドコンテナ 2台 購入。		
平成 18	クローズドコンテナ 1台 購入。		
平成 19	4月1日から徳島東部処分場 で中間処理後の残渣、焼却灰 を処分。 4月から資源ごみ回収運動の 回収品目に廃食用油を追加。 犬猫等死体運搬用保冷車 1台 クローズドコンテナ 1台 不法投棄用軽四輪ダンプ 1台 購入。 平成 20年 3月「徳島市一般廃 棄物処理基本計画」を策定。		
平成 20	4月1日からごみ処理手数料 引き上げ。 クローズドコンテナ 1台 アームロール車 1台 購入。	平成 21年 3月 16日から第一 工場での汚泥焼却を休止、脱 水汚泥をごみ焼却場へ搬出	
平成 21	4月1日から粗大ごみ等の収 集を委託。 4月に小学生向け広報誌「こ どもごみゼロん！ニュース」 を製作。市内小学校 4・5・6 年 生に配布。		

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成 21	クローズドコンテナ 1台 軽貨物車 2台 購入。		
平成 22	じん芥収集車 10台 クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 2台 軽貨物車 2台 購入。	平成 22 年 10 月 29 日から高度処理施設にて汚泥の脱水乾燥を休止。凝集沈殿槽汚泥を第 1・第 2 工場に返送して処理。	
平成 23	じん芥収集車 10台 クローズドコンテナ 1台 ダンプ車 2台 軽四輪ダンプ 1台 購入。		機構改革 生活環境課を改め、市民環境政策課とする。
平成 24	じん芥収集車 8台 クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 1台 購入。		
平成 25	じん芥収集車 8台 クローズドコンテナ 1台 購入。		
平成 26	4月1日からごみ処理手数料引き上げ。 4月1日から事業用大型生ごみ処理機購入費等補助金交付事業を開始。 7月15日から廃蛍光管リサイクル推進事業を実施。 平成 27 年 3 月 1 日から城東町に徳島市エコステーションを開設。 平成 27 年 3 月 9 日から粗大ごみ収集のインターネットによる申し込みを開始。 じん芥収集車 9台 クローズドコンテナ 1台 購入。	し尿くみ取り料金を 4 月 1 日から改定。	徳島市墓地等の経営の許可等に関する条例及び徳島市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則の施行。
平成 27	クローズドコンテナ 1台 軽貨物車 1台 購入。		
平成 28	「徳島市災害廃棄物処理計画」を策定。 クローズドコンテナ 1台 アームロール車 1台 購入。 11月新しい一般廃棄物中間処理施設建設の最有力候補地を飯谷町枇杷ノ久保に選定。 3月小松島市、勝浦町、石井町、松茂町及び北島町（以下「関係 5 市町」という）と	平成 29 年 1 月 4 日にばい煙発生施設使用廃止（第一工場 廃棄物焼却炉 No. 1 及び高度処理施設 乾燥炉）	

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
平成 29	「一般廃棄物の広域処理に関する協定書」を締結。 6月「徳島市一般廃棄物処理基本計画」を策定。 7月1日関係5市町との間における「一般廃棄物の処理に係る事務に関する規約」を施行。		
平成 30	クローズドコンテナ 1台 アームロール車 1台 購入。 7月1日から資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を配信開始。 12月「一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書」を作成。 2月4日から家庭ごみ収集業務の一部について外部委託を開始。 3月「徳島市一般廃棄物中間処理施設整備基本計画」を策定。	平成31年3月1日にはばい煙発生施設使用廃止(第二工場 廃棄物焼却炉 No.3) 平成31年3月4日から第二工場乾燥炉に切替、乾燥汚泥をごみ焼却場へ搬出	
令和元	クローズドコンテナ 1台 軽四輪ダンプ 3台 軽貨物車 2台 購入。 10月1日からごみ処理手数料を引き上げ。 10月1日からふれあい収集事業を開始。 12月3日からプラスチック製容器包装の呼称を「プラマークごみ」に変更。	10月1日からし尿くみ取り料金を引き上げ。	
令和 2	クローズドコンテナ 1台 じん芥収集車 3台 軽四輪ダンプ 6台 購入。 7月 飯谷町での一般廃棄物中間処理施設整備に係る作業を一時中断。		
令和 3	クローズドコンテナ 1台 じん芥収集車 7台 購入。 6月 マリンピア沖洲を飯谷町に代わる新たな一般廃棄物中間処理施設建設予定地とすることを市議会に報告。		

年度	ごみ部門	し尿部門	共通部門
	軽四輪ダンプ 購入。 1台		

清掃・衛生事業概要（令和4年度版）

発行編集 徳島市 環境部 環境政策課
〒770-8571
徳島市幸町2丁目5番地
TEL (088)621-5216
FAX (088)621-5210